

2021年10月3日

## 令和2年改正法の個人情報保護法ガイドラインQ&A

個人情報保護委員会が2021年（令和3年）9月10日に更新した令和2年改正法に係る『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A』（以下「個人情報保護法ガイドラインQ&A」という。）の更新部分（2022年（令和4年）4月1日施行）について掲載いたします（「追加Q&A」と「更新Q&A」があります。）。

「更新Q&A」については修正履歴付きのものも併せて掲載しています。

また、個人情報保護委員会が2021年（令和3年）9月30日に、事業者の関心が高く、個人の権利履歴保護の観点から令和2年改正法施行前より適用が可能なものとして公表したQ&Aについては**橙色**で該当Q&Aを明らかにしています。

作成者：渡邊雅之

\* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所 弁護士渡邊雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

## 1 ガイドライン（通則編）

### 1-1 定義

（個人情報）

Q 1-12 店舗に防犯カメラを設置し、撮影したカメラ画像やそこから得られた顔認証データを防犯目的で利用することを考えています。個人情報保護法との関係で、どのような措置を講ずる必要がありますか。（※2021年9月30日に個人の権利利益を保護する観点から、先んじて標記Q&A 1-11として追加）

A 1-12 本人を判別可能なカメラ画像やそこから得られた顔認証データを取り扱う場合、個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的の範囲内でカメラ画像や顔認証データを利用しなければなりません。また、個人情報の利用目的をあらかじめ公表するか、又は個人情報の取得後速やかに本人に通知若しくは公表する必要があります。

具体的には、店舗に設置した防犯カメラによりカメラ画像を取得し、そこから顔認証データを抽出してこれを防犯目的で利用する場合、本人においてかかる取扱いが行われるとは合理的に予測・想定できないと考えられ、また、顔認証データはマーケティング等他の目的にも利用され得る個人情報であることから、防犯のためにカメラ画像及び顔認証技術を用いた顔認証データの取扱いが行われることを本人が予測・想定できるように利用目的を特定し、これをあらかじめ公表又はその取得後速やかに通知・公表する必要がありますと考えられます。

また、防犯カメラが作動中であることを店舗の入口や設置場所等に掲示する等、防犯カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能とするための措置を講ずる必要があります。さらに、カメラ画像の取得主体、カメラ画像の内容、カメラ画像及び顔認証データの利用目的、問い合わせ先等を本人が確認できるよう、これらを店舗の入口や設置場所等に明示するか、又は、これらを掲載したWEBサイトのURL又はQRコード等を示すことが考えられます。

カメラ画像や顔認証データを体系的に構成して個人情報データベース等を構築した場合、個々のカメラ画像や顔認証データを含む情報は個人データに該当するため、個人情報保護法に基づく適切な取扱いが必要です。

なお、カメラ画像を取得してこれを防犯目的のみに利用し、顔認証データは取り扱わない、従来型の防犯カメラの場合には、「取得の状況からみて利用目的が明らか」（法第18条第4項第4号）であることから、利用目的の通知・公表は不要と考えられますが、かかる場合であっても、防犯カメラが作動中であることを店舗の入口や設置場所等に掲示する等、防犯カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能とするための措置を講ずることが望ましいと考えられます。

（令和3年9月更新）

**【更新Q & Aの修正履歴】**

(個人情報)

Q 1-4112 店舗に防犯カメラを設置し、撮影した顔カメラ画像やそこから得られた顔認証データを防犯目的で利用することを考えています。個人情報保護法との関係で、どのような措置を講ずる必要がありますか。

A 1-4112 本人を判別可能なカメラ画像やそこから得られた顔認証データを取り扱う場合、個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的の範囲内でカメラ画像や顔認証データを利用しなければなりません。本人を判別可能なカメラ画像を撮影録画する場合は、個人情報の取得となりますので、また、個人情報の利用目的をあらかじめ公表しておくか、又は個人情報の取得後速やかに本人に通知若しくは公表することが必要ありません。

防犯カメラにより、防犯目的のみにために撮影する場合、「取得の状況からみて利用目的が明らか」（法第18条第4項第4号）であることから、利用目的の通知・公表は不要と解されますが具体的には、店舗に設置した防犯カメラによりカメラ画像を取得し、そこから顔認証データを抽出してこれを防犯目的で利用する場合、本人においてかかる取扱いが行われるとは合理的に予測・想定できないと考えられ、また、顔認証データはマーケティング等他の目的にも利用され得る個人情報であることから、防犯のためにカメラ画像及び顔認証技術を用いた顔認証データの取扱いが行われることを本人が予測・想定できるように利用目的を特定し、これをあらかじめ公表又はその取得後速やかに通知・公表する必要があると考えられます。

また、防犯カメラが作動中であることを店舗の入口や設置場所等に掲示する等、本人防犯カメラに対して自身より自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識させる可能とするための措置を講ずる必要があります。さらにことが望ましいと考えられます。更に、カメラ画像の取得主体や、カメラ画像の内容を確認できるよう、カメラ画像及び顔認証データの利用目的、問い合わせ先等についてを本人が確認できるよう、これらを店舗の入り口入口や設置場所等に明示するかあるいはこれ、又は、これらを掲載したWEBサイトのURL又はQRコード等を示すことが考えられます。

また、カメラ画像や顔認証データを体系的に構成して個人情報データベース等を構築した場合、個々のカメラ画像や顔認証データを含む情報は個人データに該当するため、個人情報保護法に基づく適切な取扱いが必要です。

なお、「顔認証」等の画像処理の方法等は利用目的として直ちに記載が求められているものではないものの、透明性を確保するために、カメラの設置者は被写体となる本人が確認できるよう、画像処理の方法等の詳細やプライバシーポリシーについて掲載したWEBサイトのURL又はQRコード等を示すことが考えられます。

なお、カメラ画像を取得してこれを防犯目的のみに利用し、顔認証データは取り扱わ

ない、従来型の防犯カメラの場合には、「取得の状況からみて利用目的が明らか」（法第18条第4項第4号）であることから、利用目的の通知・公表は不要と考えられますが、かかる場合であっても、防犯カメラが作動中であることを店舗の入口や設置場所等に掲示する等、防犯カメラにより自らの個人情報取得されていることを本人において容易に認識可能とするための措置を講ずることが望ましいと考えられます。

（令和3年9月平成30年12月更新）

(個人情報)

Q 1-13 防犯目的のために取得したカメラ画像やそこから得られた顔認証データをマーケティング等の商業目的に利用することを考えています。個人情報保護法との関係で、どのような措置を講ずる必要がありますか。(※2021年9月30日に個人の権利利益を保護する観点から、先んじて標記Q & A 1-12として更新)

A 1-13 当初防犯目的のために取得したカメラ画像やそこから得られた顔認証データを、マーケティング等の商業目的のために利用する場合には、あらかじめ本人の同意を得る必要があります(法第16条第1項)。

なお、当初から商業目的のためにカメラ画像や顔認証データを取得する場合については、Q 1-12を参照のこと。

(令和3年9月更新)

#### 【更新Q & Aの修正履歴】

(個人情報)

Q 1-~~13~~~~12~~ ~~店舗~~ 防犯目的のために取得したカメラを設置し、撮影した顔画像やそこから得られた顔認証データをマーケティング等の商業目的に利用することを考えています。個人情報保護法との関係で、どのような措置を講ずる必要がありますか。

A 1-~~12~~~~13~~ ~~本人を判別可能なカメラ画像やそこから得られた顔認証データを取り扱う場合、個人情報の利用当初防犯目的をできる限り特定し、あらかじめ公表するか、又は個人情報の取得後速やかに本人に通知若しくは公表するとともに、当該利用目的の範囲内でカメラ画像や顔認証データを利用しなければなりません。なお、防犯目的のみのために取得したカメラ画像やそこから得られた顔認証データについて、他を、マーケティング等の商業目的のために利用しようとする場合、には、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。(法第16条第1項)。~~

なお、当初から商業目的のためにカメラ画像や顔認証データを取得する場合については、Q 1-12を参照のこと。

(令和3年9月更新)

(個人情報)

Q 1-15 防犯目的のために、万引き・窃盗等の犯罪行為や迷惑行為に対象を限定した上で、顔認証システムを導入しようとする場合にどのような注意が必要とされますか。

(※2021年9月30日に個人の権利利益を保護する観点から、先んじて標記Q & A 1-12として更新)

A 1-15 本人が識別可能なカメラ画像や顔認証データを体系的に構成して個人情報データベース等を構築した場合、個々のカメラ画像や顔認証データを含む情報は個人データに該当するため、個人情報保護法に基づく適切な取扱いが必要です。

防犯目的のために、万引き・窃盗等の犯罪行為や迷惑行為に対象を限定した上で、顔認証システムを導入して顔認証データを含む個人データを用いようとする場合には、特定された利用目的の達成のために必要最小限の範囲内において顔認証システムへの登録を行い、個人データを正確かつ最新の内容に保つ必要があります。

具体的には、各事業者においてどのような基準でデータベースに登録するか社内ルールを設定し、誤登録等を防ぐための適切な措置として、例えば被害届の有無により判断を行うなど客観的に犯罪・迷惑行為が確認されるケース等に限定するとともに、事業者内で責任を有する者により登録の必要性和正確性について確認が行われる体制を整えること等が重要です。

(令和3年9月更新)

**【更新Q & Aの修正履歴】**

(個人情報)

Q 1-~~15~~**1543-2** 防犯目的のために、万引き・窃盗等の犯罪行為や迷惑行為に対象を限定した上で、顔認証システムを導入しようとする場合にどのような注意が必要とされますか。

A 1-~~15~~**1543-2** 本人が識別可能なカメラ画像や顔認証データを体系的に構成して個人情報データベース等を構築した場合、個々のカメラ画像や顔認証データを含む情報は個人データに該当するため、個人情報保護法に基づく適切な取扱いが必要です。

防犯目的のために、万引き・窃盗等の犯罪行為や迷惑行為に対象を限定した上で、顔認証システムを導入して顔認証データを含む個人データを用いようとする場合には、特定された利用目的の達成のために必要最小限の範囲内において顔認証システムへの登録を行い、個人データを正確かつ最新の内容に保つ必要があります。

具体的には、各事業者においてどのような基準でデータベースに登録するか社内ルールを設定し、誤登録等を防ぐための適切な措置として、例えば被害届の有無により判断を行うなど客観的に犯罪・迷惑行為が確認されるケース等に限定するとともに、事業者内で責任を有する者により登録の必要性和正確性について確認が行われる体制を整えること等が重要です。

(令和3年9月更新)

(個人情報)

Q 1-16 電光掲示板等に内蔵したカメラで撮影した本人の顔画像から、性別や年齢といった属性情報を抽出し、当該本人向けにカスタマイズした広告を電光掲示板等に表示しています。属性情報を抽出した後、顔画像は即座に削除しています。個人情報保護法上、どのような措置を講ずる必要がありますか。(※2021年9月30日に個人の権利利益を保護する観点から、先んじて標記Q & A 1-13-3として更新)

A 1-16 個人情報取扱事業者は、カメラにより特定の個人を識別できる顔画像を取得する場合、個人情報を取得することとなるため、偽りその他不正の手段による取得とならないよう、カメラが作動中であることを掲示する等、カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能とするための措置を講ずる必要があります。

また、個人情報取扱事業者が、一連の取扱いにおいて、顔画像を取得した後、顔画像から属性情報を抽出した上で、当該属性情報に基づき当該本人向けに直接カスタマイズした広告を配信する場合、当該顔画像を直ちに廃棄したとしても、当該顔画像について、特定の個人を識別した上で、広告配信を行っていると解されます。このため、個人情報取扱事業者は、顔画像から抽出した属性情報に基づき広告配信が行われることを本人が予測・想定できるように利用目的を特定し、これを通知・公表するとともに、当該利用目的の範囲内で顔画像を利用しなければなりません。

(令和3年9月更新)

**【更新Q & Aの修正履歴】**

(個人情報)

Q 1-~~13-3~~-16 電光掲示板等に内蔵したカメラで撮影した本人の顔画像から、性別や年齢といった属性情報を抽出し、当該本人向けにカスタマイズした広告を電光掲示板等に表示しています。属性情報を抽出した後、顔画像は即座に削除しています。個人情報保護法上、どのような措置を講ずる必要がありますか。

A 1-~~13-3~~-16 個人情報取扱事業者は、カメラにより特定の個人を識別できる顔画像を撮影した取得する場合、個人情報を取得したすることになりますので、となるため、偽りその他不正の手段による取得とならないよう、事業者はカメラが作動中であることを掲示する等、カメラにより自身自らの個人情報が取得されていることを本人がにおいて容易に認識することが可能となるための措置を講ずる必要があります。

また、個人情報取扱事業者が、一連の取扱いにおいて、顔画像を取得した後、顔画像から属性情報を抽出した上で、当該属性情報に基づき当該本人向けに直接カスタマイズした広告を配信する場合、当該顔画像を直ちに廃棄したとしても、当該顔画像について、特定の個人を識別した上で、広告配信を行っていると解されます。このようにため、個人情報取扱事業者は、顔画像を取り扱う場合には、そのから抽出した属性情報に基づき広告配信が行われることを本人が予測・想定できるように利用目的をできる限

り特定し、~~あらかじめ公表するか、又は個人情報の取得後速やかに本人にこれを通知若しくは~~公表するとともに、当該利用目的の範囲内で~~顔画像を~~利用しなければなりません。

(~~平成30年12月追加~~令和3年9月更新)



(法令に基づく場合)

Q 1-63 個人情報保護法におけるいくつかの義務の例外規定として「法令に基づく場合」というものがありますが、ガイドライン（通則編）に記載されたもの（刑事訴訟法第197条第2項に基づく警察の捜査関係事項照会への対応等）の他にどのようなものがありますか。また、「法令」とは、法律以外も含まれるのですか。

(参考)「法令に基づく場合」という例外規定が関連する主な条文

- ・ 法第 16 条第 3 項第 1 号（利用目的による制限）
- ・ 法第 17 条第 2 項第 1 号（要配慮個人情報の取得）
- ・ 法第 23 条第 1 項第 1 号（第三者提供の制限）
- ・ 法第 24 条（外国にある第三者への提供の制限）
- ・ 法第 25 条（第三者提供に係る記録の作成等）
- ・ 法第 26 条（第三者提供を受ける際の確認等）
- ・ 法第 26 条の 2（個人関連情報の第三者提供の制限等）
- ・ 法第 35 条の 2 第 6 項（個人情報である仮名加工情報の第三者提供の制限等）
- ・ 法第 35 条の 3 第 1 項（個人情報でない仮名加工情報の第三者提供の制限等）

A 1-63 次のようなものが考えられます。なお、「法令」には、「法律」のほか、法律に基づいて制定される「政令」「府省令」や地方自治体が制定する「条例」などが含まれますが、一方、行政機関の内部における命令や指示である「訓令」や「通達」は、「法令」に含まれません。

○少年法第 6 条の 4 に基づく触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等

○少年法第 6 条の 5 に基づく令状による触法少年の調査

○金融商品取引法第 210 条、第 211 条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応

○犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条に基づく取引時確認への対応

○犯罪による収益の移転防止に関する法律第 8 条第 1 項に基づく特定事業者による疑わしい取引の届出

○所得税法第 225 条第 1 項等による税務署長に対する支払調書等の提出

○国税通則法第 74 条の 2 に基づく税関の職員による消費税に関する調査への対応

○関税法第 105 条第 1 項各号に基づく税関の職員による関税法に基づく質問検査への対応

○国税犯則取締法第 1 条、関税法第 119 条等に基づく税務署等及び税関の職員による犯則事件の調査への対応

○国税徴収法第 141 条に基づく税務署等及び税関の職員による滞納処分のための調査への対応

○刑事訴訟法第 507 条による裁判執行関係事項照会への対応

○刑事訴訟法第 279 条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び監

察等に関する法律第 24 条第 3 項による裁判所からの照会への対応

○民事訴訟法第 186 条、第 226 条、家事事件手続法第 62 条による裁判所からの文書送付や調査の囑託への対応

○家事事件手続法第 58 条に基づく家庭裁判所調査官による事実の調査への対応

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 28 条による検察官や被害回復事務管理人からの照会への対応

○児童虐待の防止等に関する法律第 6 条第 1 項に基づく児童虐待に係る通告

○統計法第 13 条による国勢調査などの基幹統計調査に対する報告

○統計法第 30 条及び第 31 条による国勢調査などの基幹統計調査に関する協力要請への対応

○会社法第 381 条第 3 項による親会社の監査役の子会社に対する調査への対応

○会社法第 396 条及び金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に基づく財務諸表監査への対応

(令和 3 年 9 月更新)

#### 【更新 Q & A の修正履歴】

(法令に基づく場合)

Q 1-63 個人情報保護法におけるいくつかの義務の例外規定として「法令に基づく場合」というものがありますが、ガイドライン（通則編）に記載されたもの（刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく警察の捜査関係事項照会への対応等）の他にどのようなものがありますか。また、「法令」とは、法律以外も含まれるのですか。

(参考)「法令に基づく場合」という例外規定が関連する主な条文

- ・ 法第 16 条第 3 項第 1 号（利用目的による制限）
- ・ 法第 17 条第 2 項第 1 号（要配慮個人情報の取得）
- ・ 法第 23 条第 1 項第 1 号（第三者提供の制限）
- ・ 法第 24 条（外国にある第三者への提供の制限）
- ・ 法第 25 条（第三者提供に係る記録の作成等）
- ・ 法第 26 条（第三者提供を受ける際の確認等）

・ 法第 26 条の 2（個人関連情報の第三者提供の制限等）

・ 法第 35 条の 2 第 6 項（個人情報である仮名加工情報の第三者提供の制限等）

・ 法第 35 条の 3 第 1 項（個人情報でない仮名加工情報の第三者提供の制限等）

A 1-63 次のようなものが考えられます。なお、「法令」には、「法律」のほか、法律に基づいて制定される「政令」「府省令」や地方自治体が制定する「条例」などが含まれますが、一方、行政機関の内部における命令や指示である「訓令」や「通達」は、「法令」に含まれません。

○少年法第 6 条の 4 に基づく触法少年の調査に必要な質問や調査関係事項照会等

○少年法第 6 条の 5 に基づく令状による触法少年の調査

- 金融商品取引法第 210 条、第 211 条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条に基づく取引時確認への対応
  - 犯罪による収益の移転防止に関する法律第 8 条第 1 項に基づく特定事業者による疑わしい取引の届出
  - 所得税法第 225 条第 1 項等による税務署長に対する支払調書等の提出
  - 国税通則法第 74 条の 2 に基づく税関の職員による消費税に関する調査への対応
  - 関税法第 105 条第 1 項各号に基づく税関の職員による関税法に基づく質問検査への対応
  - 国税犯則取締法第 1 条、関税法第 119 条等に基づく税務署等及び税関の職員による犯則事件の調査への対応
  - 国税徴収法第 141 条に基づく税務署等及び税関の職員による滞納処分のための調査への対応
  - 刑事訴訟法第 507 条による裁判執行関係事項照会への対応
  - 刑事訴訟法第 279 条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び監察等に関する法律第 24 条第 3 項による裁判所からの照会への対応
  - 民事訴訟法第 186 条、第 226 条、家事事件手続法第 62 条による裁判所からの文書送付や調査の嘱託への対応
  - 家事事件手続法第 58 条に基づく家庭裁判所調査官による事実の調査への対応
  - 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 28 条による検察官や被害回復事務管理人からの照会への対応
  - 児童虐待の防止等に関する法律第 6 条第 1 項に基づく児童虐待に係る通告
  - 統計法第 13 条による国勢調査などの基幹統計調査に対する報告
  - 統計法第 30 条及び第 31 条による国勢調査などの基幹統計調査に関する協力要請への対応
- 会社法第 381 条第 3 項による親会社の監査役の子会社に対する調査への対応
- 会社法第 396 条及び金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に基づく財務諸表監査への対応

(令和 3 年 9 月更新)

## 1-2 個人情報の利用目的（法第 15 条、第 16 条、第 18 条第 3 項関係）

（利用目的の特定）

Q 2-1 個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的を「できる限り特定しなければならない」とされていますが、どの程度まで特定する必要がありますか。（※2021 年 9 月 30 日に個人の権利利益を保護する観点から、先んじて標記 Q & A 2-1 として更新）

A 2-1 利用目的を「できる限り」特定するとは、個人情報取扱事業者において、個人情報をどのような目的で利用するかについて明確な認識を持つことができ、また、本人において、自らの個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるのかについて一般的かつ合理的に予測・想定できる程度に、利用目的を特定することをいいます。

このため、特定される利用目的は、具体的で本人にとって分かりやすいものであることが望ましく、例えば、単に「お客様のサービスの向上」等のような抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、できる限り具体的に特定したことにはならないと解されます。

また、一連の個人情報の取扱いの中で、本人が合理的に予測・想定できないような個人情報の取扱いを行う場合には、かかる取扱いを行うことを含めて、利用目的を特定する必要があります。例えば、いわゆる「プロファイリング」といった、本人に関する行動・関心等の情報を分析する処理を行う場合には、分析結果をどのような目的で利用するかのみならず、前提として、かかる分析処理を行うことを含めて、利用目的を特定する必要があります。具体的には、以下のような事例においては、分析処理を行うことを含めて、利用目的を特定する必要があります。

事例 1) ウェブサイトの閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、本人の趣味・嗜好に応じた広告を配信する場合

事例 2) 行動履歴等の情報を分析して信用スコアを算出し、当該スコアを第三者へ提供する場合

（令和 3 年 9 月更新）

**【更新Q & Aの修正履歴】**

(利用目的の特定)

Q 2-1 個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的を「できる限り特定しなければならない」とされていますが、どの程度まで特定する必要がありますか。

A 2-1 利用目的を「できる限り」特定するとは、個人情報取扱事業者がにおいて、個人情報をどのような目的で利用するかについて明確な認識を持つことができ、また、本人にとっても、自己において、自らの個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるのか、について一般的かつ合理的に予測・想定できる程度に、利用目的を特定するという趣旨です。ことをいいます。

このため、特定される利用目的は、具体的で本人にとって分かりやすいものであることが望ましく、例えば、単に「お客様のサービスの向上」等のような抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、できる限り具体的に特定したことにはならないと解されます。

また、一連の個人情報の取扱いの中で、本人が合理的に予測・想定できないような個人情報の取扱いを行う場合には、かかる取扱いを行うことを含めて、利用目的を特定する必要があります。例えば、いわゆる「プロファイリング」といった、本人に関する行動・関心等の情報を分析する処理を行う場合には、分析結果をどのような目的で利用するかのみならず、前提として、かかる分析処理を行うことを含めて、利用目的を特定する必要があります。具体的には、以下のような事例においては、分析処理を行うことを含めて、利用目的を特定する必要があります。

事例1) ウェブサイトの閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、本人の趣味・嗜好に応じた広告を配信する場合

事例2) 行動履歴等の情報を分析して信用スコアを算出し、当該スコアを第三者へ提供する場合

(令和3年9月更新)

### 1-3 不適正利用の禁止（法第 16 条の 2 関係）（令和 3 年 9 月追加）

#### （不適正利用の禁止）

Q 3-1 法第 16 条の 2 における「違法又は不当な行為」とは、個人情報保護法に違反する行為又は個人情報保護法に照らして不当と考えられる行為に限られますか。

A 3-1 法第 16 条の 2 における「違法又は不当な行為」とは、個人情報保護法その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とはいえないものの、個人情報保護法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいいます。

そのため、法第 16 条の 2 における「違法又は不当な行為」に該当するか否かは個別の事案ごとに判断されますが、必ずしも個人情報保護法に違反する行為や個人情報保護法に照らして不当と考えられる行為に限定されません。

#### （不適正利用の禁止）

Q 3-2 個人情報取扱事業者が、当該個人情報取扱事業者自身の違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する場合にも、不適正利用に該当しますか。

A 3-2 法第 16 条の 2 における違法又は不当な行為を「助長」するおそれがある方法による個人情報の利用とは、個人情報の利用が、直接に、既に存在する特定の違法又は不当な行為をさらに著しくするおそれがあることをいいます。また、違法又は不当な行為を「誘発」するおそれがある方法による個人情報の利用とは、個人情報の利用が原因となって、違法又は不当な行為が新たに引き起こされるおそれがあることをいいます。

そして、「助長」又は「誘発」の対象となる「違法又は不当な行為」の主体は、第三者に限られません。

そのため、個人情報取扱事業者が、第三者の違法又は不当な行為を「助長」し、又は「誘発」するおそれがある方法により個人情報を利用する場合のみならず、当該個人情報取扱事業者自身の違法又は不当な行為を「助長」し、又は「誘発」するおそれがある方法により個人情報を利用する場合も、法第 16 条の 2 により禁止される不適正利用に該当します。

#### （不適正利用の禁止）

Q 3-3 事前に本人から同意を取得した上で第三者に個人情報を提供した後に、当該第三者が、当該個人情報を違法な行為に用いた場合、提供元の事業者による当該個人情報の提供行為は、不適正利用に該当しますか。

A 3-3 法第 16 条の 2 は、個人情報取扱事業者が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用することを禁止しています。

ここでいう「おそれ」の有無は、個人情報取扱事業者による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否か

により判断されますが、この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性も踏まえる必要があります。

個別の事案ごとに判断されますが、例えば、提供先の第三者が個人情報の取得目的を偽っていた等、個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、提供元の事業者が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと考えられます。そのため、この場合には、提供元の事業者による個人情報の提供は、不適正利用には該当しないと考えられます。

他方で、例えば、提供の時点において、提供先の第三者が個人情報を違法に利用していることが窺われる客観的な事情を提供元の事業者が認識しており、提供した個人情報も当該第三者により違法に利用されることが一般的な注意力をもって予見できる状況であったにもかかわらず、当該第三者に対して個人情報を提供した場合には、「おそれ」が認められ、提供元の事業者による個人情報の提供は、不適正利用に該当する可能性があります。

#### (不適正利用の禁止)

Q 3-4 ガイドライン（通則編）3-2の「個人情報取扱事業者が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例」事例4において、「個人情報を提供した場合、提供先において法第23条第1項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合」が挙げられていますが、本人の事前の同意を得て第三者に個人情報を提供する場合において、提供元の事業者は、あらかじめ当該第三者による個人情報の利用目的や、当該第三者に個人情報を違法又は不当な目的で利用する意図がないことを確認する必要がありますか。

A 3-4 法第16条の2（不適正利用の禁止）は、本人の事前の同意を得て個人情報を第三者に提供する場面において、提供元の事業者に対して、提供先の第三者による個人情報の利用目的や、当該第三者に個人情報を違法又は不当な目的で利用する意図がないことの確認を義務付ける趣旨ではありません。

もっとも、例えば、提供の時点において、提供先の第三者が個人情報を違法に利用していることが窺われる客観的な事情を提供元の事業者が認識しており、自己の提供した個人情報も当該第三者により違法に利用されることが一般的な注意力をもって予見できる状況であったにもかかわらず、当該第三者に対して個人情報を提供した場合には、提供元の事業者にとって、当該個人情報の提供行為が不適正利用に該当する可能性があると考えられます。そのため、提供元の事業者が、提供先の第三者が個人情報を違法に利用していることが窺われる客観的な事情を認識した場合には、提供に先立って提供先の第三者による個人情報の利用目的や、当該第三者に個人情報を違法又は不当な目的で利用する

意図がないことを確認する必要があると考えられます。

なお、本人の事前の同意を得て個人データを第三者に提供する場合には、原則として第三者提供時の記録義務（法第 25 条）が課されることにも注意が必要です（記録事項については、ガイドライン（確認・記録義務編）4-2-1-2 参照）。



#### 1-4 個人情報の取得（法第 17 条・第 18 条関係）

（利用目的の通知又は公表）

Q 4-15 名刺交換により取得した連絡先に対して、自社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送ることはできますか。

A 4-15 個人情報取扱事業者の従業者であることを明らかにした上で名刺を交換した場合、相手側は名刺を渡した者が所属する個人情報取扱事業者から広告宣伝のための冊子や電子メールが送られてくることについて、一定の予測可能性があると考えられます。この場合に、従業者が取得した名刺の連絡先に対して自社業務の広告宣伝のための冊子や電子メールを送ることは、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当すると解されます。業務時間外や、事業場外で名刺交換した場合であっても、個人情報取扱事業者の従業者であることを明らかにした上で名刺交換を行った場合は、同様に「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当すると解されます。

なお、個人情報取扱事業者が行う広告宣伝のための電子メールに関しては、個人情報保護法だけでなく、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）における受信拒否の通知を受けた場合の対応や、当該事業者が通信販売等をする場合には特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）における規制など、他の法令の規定も遵守する必要があります。

（令和 3 年 9 月更新）

#### 【更新 Q & A の修正履歴】

（利用目的の通知又は公表）

Q ~~4-15~~~~3-1~~~~2-2~~ 名刺交換により取得した連絡先に対して、自社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送ることはできますか。

A ~~4-15~~~~3-1~~~~2-2~~ 個人情報取扱事業者の従業者であることを明らかにした上で名刺を交換した場合、相手側は名刺を渡した者が所属する個人情報取扱事業者から広告宣伝のための冊子や電子メールが送られてくることについて、一定の予測可能性があると考えられます。この場合に、従業者が取得した名刺の連絡先に対して自社業務の広告宣伝のための冊子や電子メールを送ることは、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当すると解されます。業務時間外や、事業場外で名刺交換した場合であっても、個人情報取扱事業者の従業者であることを明らかにした上で名刺交換を行った場合は、同様に「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」に該当すると解されます。

— 現行の個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、保有個人データを法第 16 条の規定に違反して取り扱っている場合又は法第 17 条の規定に違反して取得した場合でなければ、当該保有個人データの利用の停止又は消去の請求に応じる義務は

~~ありませんが、顧客から寄せられた冊子や電子メールの送付の停止等の要求を苦情として扱った上で、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならず（法第 35 条第 1 項）、令和 2 年改正法（未施行）において利用の停止又は消去の請求の要件が緩和されたことにより将来的には対応が必要になる場合があることも踏まえ、適切に利用停止又は消去の請求に応じることが望ましいと考えられます。~~

なお、個人情報取扱事業者が行う広告宣伝のための電子メールに関しては、個人情報保護法だけでなく、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）における受信拒否の通知を受けた場合の対応や、当該事業者が通信販売等をする場合には特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）における規制など、他の法令の規定も遵守する必要があります。

（令和 ~~2~~3 年 9 月追加更新）

## 1-5 個人データの管理（法第 19 条～第 22 条関係）

（データ内容の正確性の確保等）

Q 5-4 防犯カメラにおけるカメラ画像や顔認証データなどの個人データの保有期間についてはどのように考えれば良いですか。

A 5-4 個人情報取扱事業者は法第 19 条に基づき個人データをその利用目的を達成する範囲内において保有することとされており、その保有期間については、利用する必要がある最小限の期間とする必要があります。

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保存期間の設定等を行う必要があります。

（令和 3 年 9 月更新）

### 【更新 Q & A の修正履歴】

## 1-5 個人データの管理（法第 19 条～第 22 条関係）

（データ内容の正確性の確保等）

~~Q 4-3-2~~ Q 5-4 防犯カメラにおける顔カメラ画像や顔認証データなどの個人データの保有期間についてはどのように考えれば良いですか。

~~A 4-3-2~~ A 5-4 個人情報取扱事業者は法第 19 条に基づき個人データをその利用目的を達成する範囲内において保有することとされており、その保有期間については、利用する必要がある最小限の期間とする必要があります。

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保存期間の設定等を行う必要があります。顔画像や顔認証データなどの個人データについては、取得後 6 か月を超えて保有する等の場合には保有個人データに該当することとなります。

（平成 30 年 12 月追加令和 3 年 9 月更新）

## 1-6 個人データの漏えい等の報告等（法第 22 条の 2 関係）（令和 3 年 9 月追加）

（漏えい等の考え方）

Q 6-1 個人データの漏えいに該当しない「個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合」としては、どのようなものがありますか。

A 6-1 次のような事例が考えられます。

事例 1) 個人データを含むメールを第三者に誤送信した場合において、当該第三者が当該メールを削除するまでの間に当該メールに含まれる個人データを閲覧していないことが確認された場合

事例 2) システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となっていた場合において、閲覧が不可能な状態とするまでの間に第三者が閲覧していないことがアクセスログ等から確認された場合

なお、上記の事例において、誤送信先の取扱いやアクセスログ等が確認できない場合には、漏えい（又は漏えいのおそれ）に該当し得ます。

（漏えい等の考え方）

Q 6-2 個人データが記録された USB メモリを紛失したものの、紛失場所が社内か社外か特定できない場合には、漏えいに該当しますか。

A 6-2 個別の事例ごとに判断することとなりますが、個人データが記録された USB メモリを紛失したものの、紛失場所が社内か社外か特定できない場合には、漏えい（又は漏えいのおそれ）に該当すると考えられます。なお、社内で紛失したままである場合には、滅失（又は滅失のおそれ）に該当すると考えられます。

（漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置）

Q 6-3 ガイドライン（通則編）3-5-2の「漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置」の「(1) 事業者内部における報告及び被害の拡大防止」にある「責任ある立場の者」とは、どういう役職を想定していますか。

A 6-3 「責任ある立場の者」の役職は限定されていませんが、あらかじめ、取扱規程等により、漏えい等事案が発覚した場合の適切かつ迅速な報告連絡体制を整備しておくことが必要です。

（漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置）

Q 6-4 ガイドライン（通則編）3-5-2の「漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置」の「(1) 事業者内部における報告及び被害の拡大防止」にある「漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる」とは、具体的には、どのような対応をとることが考えられますか。

A 6-4 例えば、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合には、

当該端末等の LAN ケーブルを抜いてネットワークからの切り離しを行う又は無線 LAN の無効化を行うなどの措置を直ちに行うこと等が考えられます。

(漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置)

Q 6-5 ガイドライン(通則編)3-5-2の「漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置」の「(3)影響範囲の特定」にある「把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずる」とは、どういうことですか。

A 6-5 事案の内容によりますが、例えば、個人データの漏えいの場合は、漏えいした個人データに係る本人の数、漏えいした個人データの内容、漏えいした原因、漏えい先等を踏まえ、影響の範囲を特定することが考えられます。

(報告の対象となる事態)

Q 6-6 本人が第三者の作成した個人情報取扱事業者のウェブサイトに偽装したウェブサイト(いわゆるフィッシングサイト)にアクセスし、個人データを入力した場合、報告対象となりますか。

A 6-6 本人が第三者に個人データを詐取されており、個人情報取扱事業者から第三者に個人データが漏えいしていないことから、当該個人情報取扱事業者による報告対象にならないと考えられます。

なお、ウェブサイトを運営する個人情報取扱事業者においても、本人が個人情報を詐取される等の被害に遭わないよう、対策を講じる必要があると考えられます。

(報告の対象となる事態)

Q 6-7 医療機関において、健康診断等の結果を誤って本人以外の者に交付した場合には、報告対象となりますか。

A 6-7 健康診断の結果等の要配慮個人情報が含まれる個人データを漏えいした場合に該当するため、件数にかかわらず報告対象となります。

(報告の対象となる事態)

Q 6-8 取り扱う個人データの一部が漏えいし、当該漏えいした個人データによっては第三者が特定の個人を識別することができない場合でも、報告対象となりますか。

A 6-8 漏えい等した情報が個人データに該当するかどうかは、当該個人データを漏えい等した個人情報取扱事業者を基準に判断するため、報告対象事態に該当すれば、報告が必要となります。

(報告の対象となる事態)

Q 6-9 個人データである住所、電話番号、メールアドレス、SNS アカウントが漏えいした場合、「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」(施行規則第6条の2第2号)に該当しますか。

A 6-9 「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある」(施行規則第6条の2第2号)とは、漏えい等した個人データを利用し、本人になりすまして財産の処分が行われる場合が想定されています。そのため、住所、電話番号、メールアドレス、SNS アカウントといった個人データのみ漏えいは、直ちに「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」に該当しないと考えられます。

(報告の対象となる事態)

Q 6-10 個人データであるクレジットカード番号のみが漏えいした場合「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」(施行規則第6条の2第2号)に該当しますか。

A 6-10 個人データであるクレジットカード番号のみの漏えいでも、暗証番号やセキュリティコードが割り出されるおそれがあるため、「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」に該当すると考えられます。なお、個人データであるクレジットカード番号の下4桁のみとその有効期限の組合せが漏えいした場合は、直ちに「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」に該当しないと考えられます。

(報告の対象となる事態)

Q 6-11 クレジットカード又はデビットカードを誤って第三者に郵送した場合、報告対象となりますか。

A 6-11 クレジットカード又はデビットカードを誤って第三者に郵送した場合、当該カードを発行した個人情報取扱事業者において、「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」に該当すると考えられます。なお、クレジットカード又はデビットカードが同封された郵便物が未開封のまま回収された場合には、通常、漏えいに該当せず、報告対象となりません。

(報告の対象となる事態)

Q 6-12 個人データである銀行口座情報(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義等)のみが漏えいした場合「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」(施行規則第6条の2第2号)に該当しますか。

A 6-12 個人データである銀行口座情報のみの漏えいは、直ちに「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」に該当しないと考えられます。なお、銀行口座情報がインターネットバンキングのログインに用いられている場合であって、銀行口座情報とインターネットバンキングのパスワードの組合せが漏えいした場合には、「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」に該当すると考えられます。

(報告の対象となる事態)

Q 6-13 「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等」(施行規則第6条の2第2号)について、漏えい等が生じた後に講じた措置によって財産的被害が生じるおそれがなくなった場合でも報告対象となりますか。

A 6-13 漏えい等事案を知った時点において、財産的被害が生じるおそれがある場合には、その後の被害防止措置により財産的被害が生じるおそれがなくなったとしても、報告対象となると考えられます。

(報告の対象となる事態)

Q 6-14 ガイドライン(通則編)3-5-3-1の「(※3)(イ)」に「個人データを格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェアの感染が確認された場合」とありますが、個人データを格納しているサーバにおいてマルウェアを検知した場合には、漏えいのおそれがあると判断されますか。

A 6-14 ガイドライン(通則編)3-5-3-1(※3)は、漏えいが発生したおそれがある事態に該当し得る事例を示したものであり、単にマルウェアを検知したことをもって直ちに漏えいのおそれがあると判断するのではなく、防御システムによるマルウェアの実行抑制の状況、外部通信の遮断状況等についても考慮することになります。

(報告の対象となる事態)

Q 6-15 報告対象事態に該当しない場合であっても、個人情報保護委員会等への報告を行うことは可能ですか。

A 6-15 可能です。この場合、報告書の様式における「規則第6条の2各号該当性」については、「非該当(上記に該当しない場合の報告)」として報告を行うこととなります。

(報告の対象となる事態)

Q 6-16 「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データについて、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合」とは、どのような場合が該当しますか。

A 6-16 報告を要しない「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データについて、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合」に該当するためには、当該漏えい等事案が生じた時点の技術水準に照らして、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データについて、これを第三者が見読可能な状態にすることが困難となるような暗号化等の技術的措置が講じられるとともに、そのような暗号化等の技術的措置が講じられた情報を見読可能な状態にするための手段が適切に管理されていることが必要と解されます。

第三者が見読可能な状態にすることが困難となるような暗号化等の技術的措置としては、適切な評価機関等により安全性が確認されている電子政府推奨暗号リストやISO/IEC18033等に掲載されている暗号技術が用いられ、それが適切に実装されていることが考えられます。

また、暗号化等の技術的措置が講じられた情報を見読可能な状態にするための手段が適切に管理されているといえるためには、①暗号化した情報と復号鍵を分離するとともに復号鍵自体の漏えいを防止する適切な措置を講じていること、②遠隔操作により暗号化された情報若しくは復号鍵を削除する機能を備えていること、又は③第三者が復号鍵を行使できないように設計されていることのいずれかの要件を満たすことが必要と解されます。

#### (報告の対象となる事態)

Q 6-17 テンプレート保護技術（暗号化等の技術的措置を講じた生体情報を復号することなく本人認証に用いる技術）を施した個人識別符号が漏えいした場合も、報告対象となりますか。

A 6-17 テンプレート保護技術を施した個人識別符号について、高度な暗号化等の秘匿化（Q 6-16 参照）がされており、かつ、当該個人識別符号が漏えいした場合に、漏えい的事实を直ちに認識し、テンプレート保護技術に用いる秘匿化のためのパラメータを直ちに変更するなど漏えいした個人識別符号を認証に用いることができないようにしている場合には、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」を講じていることになるため、報告は不要と考えられます。

#### (報告義務の主体)

Q 6-18 委託元から個人データの取扱いの委託を受けている場合において、委託元において報告対象となる個人データの漏えい等が発生した場合、委託先は報告義務を負いますか。

A 6-18 委託先が取り扱う個人データの漏えい等が生じていないことから、委託先は報告義務を負わないと考えられます。



(報告義務の主体)

Q 6-19 クラウドサービス提供事業者が、個人データを取り扱わないこととなっている場合(Q 7-53 参照)において、報告対象となる個人データの漏えい等が発生したときには、クラウドサービスを利用する事業者とクラウドサービス提供事業者はそれぞれ報告義務を負いますか。

A 6-19 クラウドサービス提供事業者が、個人データを取り扱わないこととなっている場合において、報告対象となる個人データの漏えい等が発生したときには、クラウドサービスを利用する事業者が報告義務を負います。この場合、クラウドサービス提供事業者は、法第 22 条の 2 第 1 項の報告義務を負いませんが、クラウドサービスを利用する事業者が安全管理措置義務及び同項の報告義務を負っていることを踏まえて、契約等に基づいてクラウドサービスを利用する事業者に対して通知する等、適切な対応を行うことが求められます。

(報告義務の主体)

Q 6-20 配送事業者を利用して個人データを含むものを送る場合において、当該配送事業者の誤配送により報告対象となる個人データの漏えいが発生したときには、配送事業者を利用した事業者と配送事業者はそれぞれ報告義務を負いますか。

A 6-20 配送事業者は、通常、配送を依頼された中身の詳細については関知しないことから、当該配送事業者との間で特に中身の個人データの取扱いについて合意があった場合等を除き、当該個人データに関しては取扱いの委託をしているものではないものと解されます。

そのため、当該配送事業者の誤配送により報告対象となる個人データの漏えいが発生したときには、配送事業者を利用した個人情報取扱事業者が報告義務を負います。この場合、配送事業者は、法第 22 条の 2 第 1 項の報告義務を負いませんが、配送事業者を利用する事業者が安全管理措置義務及び同項の報告義務を負っていることを踏まえて、契約等に基づいて、配送事業者を利用する事業者に対して通知する等、適切な対応を行うことが求められます。

(速報)

Q 6-21 ガイドライン(通則編)3-5-3-3において、報告期限の起算点となる「知った」時点について、「個人情報取扱事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準」とありますが、具体的には部署内の誰が認識した時点を基準としますか。

A 6-21 個別の事案ごとに判断されますが、部署内のある従業員が報告対象事態を知った時点で「部署が知った」と考えられます。なお、従業員等の不正な持ち出しの事案においては、不正な持ち出しを行った従業員等を除いた上で判断することとなります。

(速報)

Q 6-22 漏えい等報告における報告事項となっている「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」の「二次被害」にはどのような事項が含まれますか。

A 6-22 次のような事項が考えられます。

事例1) クレジットカードの不正利用

事例2) ポイントサービスにおけるポイントの不正利用

事例3) 漏えいしたメールアドレス宛てに第三者が不審なメール・詐欺メールを送信すること

(速報)

Q 6-23 漏えい等報告における報告事項となっている「その他参考となる事項」には、どのような事項が含まれますか。

A 6-23 次のような事項が考えられます。

事例1) 他の行政機関等への報告状況(捜査機関への申告状況も含む。)

事例2) 外国の行政機関等への報告状況

事例3) 当該個人情報取扱事業者が上場会社である場合、適時開示の実施状況・実施予定

事例4) 既に報告を行っている漏えい等事案がある中で、同時期に別の漏えい等事案が発生した場合には、両者が別の事案である旨

(速報)

Q 6-24 漏えい等事案について、個人情報保護委員会に報告する場合、どのような方法で報告すればよいですか。

A 6-24 個人情報保護委員会のホームページに報告フォームを設置していますので、当該報告フォームから報告してください。なお、報告先が事業所管大臣となるときは、事業所管大臣が報告方法を定めている場合にはその方法により、定めがない場合には報告書を提出する方法により報告してください。

(速報)

Q 6-25 個人番号を含む個人データの漏えい等が発生し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 29 条の 4 の報告対象に該当するとともに、法第 22 条の 2 第 1 項の報告対象にも該当する場合には、どのように報告を行えばよいですか。

A 6-25 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 29 条の 4 の報告対象と、法第 22 条の 2 第 1 項の報告対象はそれぞれ個別に判断するため、双方の報告対象に該当する場合は、双方の法に基づく報告を行う必要があります。この場合、個人情報保護委員会のホームページにおいて双方の法に基づく報告を一括して行うためのフォームを設置していますので、これを利用することが考えられます。

(本人への通知)

Q 6-26 本人への通知について、口頭で行うことは可能ですか。

A 6-26 本人への通知の方法として口頭で知らせる方法も可能ですが、本人が口頭で通知を受けた内容を事後的に確認できるようにする観点から、必要に応じて書面又は電子メール等による通知を併用することが望ましいと考えられます。

(本人への通知)

Q 6-27 本人に関する連絡先を複数保有している場合において、1つの連絡先に連絡して本人に連絡がとれなければ、本人への通知が困難であると解してよいですか。

A 6-27 本人への通知に関し、複数の連絡手段を有している場合において、1つの手段で連絡ができなかったとしても、直ちに「本人への通知が困難である場合」に該当するものではありません。例えば、本人の連絡先として、住所と電話番号を把握しており、当該住所へ書面を郵送する方法により通知しようとしたものの、本人が居住していないとして当該書面が還付された場合には、別途電話により連絡することが考えられます。

(本人への通知)

Q 6-28 ガイドライン（通則編）3-5-4-5の「代替措置に該当する事例」である「問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できるようにする」場合について、問合せ窓口として、常設している個人情報の取扱いに関する相談を受け付ける窓口を利用することは可能ですか。

A 6-28 可能です。

(本人への通知)

Q 6-29 本人への通知の代替措置として事案の公表を行う場合に、本人が特定されるおそれがある事項についてまで公表する必要がありますか。

A 6-29 事案の公表にあたっては、公表することでかえって被害の拡大につながるのではないように留意する必要があります。公表内容については、本人へ通知すべき内容を基本としつつ、特定の個人が識別されるおそれがある事項については、公表しないようにすることが考えられます。

(本人への通知)

Q 6-30 漏えい等事案が発生した場合に、公表を行うことは義務付けられていますか。

A 6-30 本人への通知の代替措置として、事案の公表を行う場合を除き、事案の公表が義務付けられているものではありませんが、漏えい等事案の内容等に応じて、公表することが望ましいと考えられます。なお、二次被害の防止の観点から必要がないと認められる場合や、公表することでかえって被害の拡大につながる可能性があると考えられる場合には、公表を行わないことが考えられます。

## 1-7 個人データの第三者への提供（法第 23 条～第 26 条関係）

（オプトアウトによる第三者提供）

Q 7-26 オプトアウトの届出事項である「第三者に提供される個人データの取得の方法」（法第 23 条第 2 項第 4 号）に関して、オプトアウト届出を行っている個人情報取扱事業者が内部で独自に生成した個人データがある場合には、何か記載する必要がありますか。どのように記載すればよいですか。

A 7-26 オプトアウト届出を行っている個人情報取扱事業者が内部で独自に生成した個人データについては、「第三者に提供される個人データの取得の方法」として記載する必要はありませんが、当該個人データを提供している場合には、「第三者に提供される個人データの項目」（法第 23 条第 2 項第 3 号）等に記載する必要があります。

（令和 3 年 9 月追加）

（オプトアウトによる第三者提供）

Q 7-28 サービスの提供の申込の際に、申込者から申込書・約款等で包括的に同意を得ながらも、事後的に当該同意の撤回を申し出ることができるようにしています。この場合、法第 23 条第 2 項・第 3 項に規定する手続に則る必要がありますか。

A 7-28 第三者提供について法第 23 条第 1 項に基づく本人の同意を得ている場合には、法第 23 条第 2 項・第 3 項は適用されないため、それらの義務や手続に則る必要はありません。

（令和 3 年 9 月更新）

### 【更新 Q & A の修正履歴】

（オプトアウトによる第三者提供）

[Q 5-22](#)[Q 7-28](#) サービスの提供の申込の際に、申込者から申込書・約款等で包括的に同意を得ながらも、事後的に当該同意の撤回を申し出ることができるようにしています。この場合、法第 23 条第 2 項・第 3 項に規定する手続に則る必要がありますか。

[A 5-22](#)[A 7-28](#) 第三者提供について法第 23 条第 1 項に基づく本人の同意を得ている場合には、法第 23 条第 2 項・第 3 項の義務は適用されないため、[同項に規定するそれらの義務や手続に則る必要はありません。](#)

[（令和 3 年 9 月更新）](#)

Q 7-31 オプトアウトにより提供を受けた個人データのオプトアウトによる再提供の禁止について、令和2年改正法の施行日（令和4年4月1日）以前にオプトアウトにより提供を受けた個人データについても再提供が禁止されますか。

A 7-31 法第23条第2項の適用については、オプトアウトによる再提供の禁止を含め、個人データの提供時を基準に判断することになります。

そのため、令和2年改正法の施行後は、個人データの取得の時点にかかわらず、オプトアウトにより提供を受けた個人データを、オプトアウトにより再提供することはできなくなります。

（令和3年9月追加）

（オプトアウトによる第三者提供）

Q 7-32 オプトアウトにより提供を受けた個人データのオプトアウトによる再提供の禁止について、オプトアウト規定ができる前に他の事業者から取得した個人データについても、再提供が禁止されますか。

A 7-32 法第23条第2項ただし書は、オプトアウトにより提供を受けた個人データを、オプトアウトにより再提供することを禁止しています。オプトアウト規定は、個人情報保護法が平成17年4月1日に施行された時点で導入されたものであるところ、同日以前に取得した個人データについては、オプトアウトにより提供を受けた個人データではないため、上記規制の対象外となります。

（令和3年9月追加）

（オプトアウトによる第三者提供）

Q 7-33 オプトアウトにより提供を受けた個人データについて、令和2年改正法の施行後において、提供を受けた個人情報取扱事業者が内部利用することはできますか。

また、他の事業者からダイレクトメール発送の依頼を受けた場合、オプトアウトにより提供を受けた個人データをダイレクトメール発送のために利用することはできますか。

A 7-33 法第23条第2項ただし書は、オプトアウトにより提供を受けた個人データを、オプトアウトにより再提供することを禁止していますが、オプトアウトにより提供を受けた個人データを、個人情報保護法のその他の規定を遵守した上で、取得時に特定した利用目的の範囲内で利用することは可能です。そのため、オプトアウトにより提供を受けた個人データを、取得時に特定した利用目的の範囲内で内部利用したり、他の事業者からダイレクトメール発送の依頼を受けてそのために利用することは可能です。

（令和3年9月追加）

(第三者に該当しない場合)

Q 7-36 当社は、外部事業者を利用して消費者アンケート調査を実施します。当該外部事業者において新たに個人データを取得し、その結果を集計して統計情報を作成し、当社は統計情報のみ提供を受けます。この場合、当社は当該外部事業者に対して個人データの取扱いの委託（法第 23 条第 5 項第 1 号）をしているものと考えられますか。  
**(※2021 年 9 月 30 日に個人の権利利益を保護する観点から、先んじて標記 Q & A 5-26-2 として追加)**

A 7-36 個別の事例ごとに判断することになりますが、外部事業者のみがアンケート調査に係る個人データを取り扱っており、調査を依頼した事業者が一切個人データの取扱いに関与しない場合は、通常、当該個人データに関しては取扱いの委託をしていないと解されます。この場合、当該外部事業者は委託を受けることなく自ら個人データを取り扱う主体となり、例えば、本人から保有個人データの開示等の請求があった場合には、これに対応する必要があります。

他方、例えば、調査を依頼した事業者が当該個人データの内容を確認できる場合は、当該個人データに関して取扱いの委託をしていると解されます。また、契約上、調査を依頼した事業者に個人データの取扱いに関する権限が付与されている場合や、外部事業者における個人データの取扱いについて制限が設けられている場合には、当該個人データに関して取扱いの委託をしていると解されます。

(令和 3 年 9 月追加)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-38 委託に伴って提供された個人データを、委託先が自社のために統計情報に加工した上で利用することはできますか。**(※2021 年 9 月 30 日に個人の権利利益を保護する観点から、先んじて標記 Q & A 5-26-4 として追加)**

A 7-38 委託先は、委託（法第 23 条第 5 項第 1 号）に伴って委託元から提供された個人データを、委託された業務の範囲内でのみ取り扱わなければなりません。委託先が当該個人データを統計情報に加工することが委託された業務の範囲内である場合には、委託先は当該加工を行うことができますが、委託された業務の範囲外で委託先が当該加工を行い、作成された統計情報を自社のために用いることはできません。

(令和 3 年 9 月追加)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-39 委託に伴って提供された個人データを、委託業務を処理するための一環として、委託先が自社の分析技術の改善のために利用することはできますか。(※2021年9月30日に個人の権利利益を保護する観点から、先んじて標記Q & A 5-26-5として追加)

A 7-39 個別の事例ごとに判断することになりますが、委託先は、委託元の利用目的の達成に必要な範囲内である限りにおいて、委託元から提供された個人データを、自社の分析技術の改善のために利用することができます。

(令和3年9月追加)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-41 委託に伴って提供された個人データを、委託先が独自に取得した個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合することはできますか。

A 7-41 個人データの取扱いの委託(法第23条第5項第1号)において、委託先は、委託に伴って委託元から提供された個人データを、独自に取得した個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合することはできません。

したがって、個人データの取扱いの委託に関し、委託先において以下のような取扱いをすることはできません。

事例1) 既存顧客のメールアドレスを含む個人データを委託に伴って SNS 運営事業者に提供し、当該 SNS 運営事業者において提供を受けたメールアドレスを当該 SNS 運営事業者が保有するユーザーのメールアドレスと突合し、両者が一致した場合に当該ユーザーに対し当該 SNS 上で広告を表示すること

事例2) 既存顧客のリストを委託に伴ってポイントサービス運営事業者等の外部事業者に提供し、当該外部事業者において提供を受けた既存顧客のリストをポイント会員のリストと突合して既存顧客を除外した上で、ポイント会員にダイレクトメールを送付すること

これらの取扱いをする場合には、①外部事業者に対する個人データの第三者提供と整理した上で、原則本人の同意を得て提供し、提供先である当該外部事業者の利用目的の範囲内で取り扱うか、②外部事業者に対する委託と整理した上で、委託先である当該外部事業者において本人の同意を取得する等の対応を行う必要があります。

(令和3年9月追加)



(※2021年9月30日に個人の権利利益を保護する観点から、先んじて標記Q & A 5-26-6として追加)

(第三者に該当しない場合)

Q 5-26-6 広告配信の委託を受け、これに伴って提供された氏名・メールアドレス等の個人データを利用して広告配信を行い、当該広告に対する本人の反応等の別の個人データを取得しました。取得した別の個人データを自社のために利用することができますか。

A 5-26-6 個人データの取扱いの委託を受けた者は、当該個人データのみならず、当該個人データを利用して取得した個人データについても、委託された業務以外に取り扱うことはできません。したがって、当該広告に対する本人の反応等の別の個人データを委託先が自社のために利用することはできません。

(令和3年9月追加)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-42 委託に伴って提供された個人データを、委託先が独自に取得した個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合し、新たな項目を付加して又は内容を修正して委託元に戻すことはできますか。

A 7-42 個人データの取扱いの委託（法第 23 条第 5 項第 1 号）において、委託先は、委託に伴って委託元から提供された個人データを、独自に取得した個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合することはできず、委託先で新たな項目を付加して又は内容を修正して委託元に戻すこともできません。

したがって、個人データの取扱いの委託に関し、委託先において以下のような取扱いをすることはできません。

事例 1) 顧客情報を外部事業者に委託に伴って提供し、当該外部事業者において提供を受けた顧客情報に含まれる住所について、当該外部事業者が独自に取得した住所を含む個人データと突合して誤りのある住所を修正し、当該顧客情報を委託元に戻すこと

事例 2) 顧客情報をデータ・マネジメント・プラットフォーム等の外部事業者に委託に伴って提供し、当該外部事業者において、提供を受けた顧客情報に、当該外部事業者が独自に取得したウェブサイトの閲覧履歴等の個人関連情報を付加し、当該顧客情報を委託元に戻すこと

これらの取扱いをする場合には、委託先において本人の同意を取得する等、付加・修正する情報を委託元に適法に提供するための対応を行う必要があります。なお、事例 1) については、当該外部事業者が住所を含む個人データについて、法第 23 条第 2 項に従って個人情報保護委員会への届出等を行っており、オプトアウトによる第三者提供が可能である場合には、あらかじめ本人の同意を取得することなく、当該顧客情報を委託元に戻すことができます。

(令和 3 年 9 月追加)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-43 A 社及び B 社から統計情報の作成の委託を受ける場合に、以下の取扱いをすることはできますか。

①A 社及び B 社の指示に基づき、A 社から委託に伴って提供を受けた個人データと B 社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することで、本人ごとに個人データの項目を増やす等した上で統計情報を作成し、これを A 社及び B 社に提供すること

②A 社及び B 社の指示に基づき、A 社から委託に伴って提供を受けた個人データと B 社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することなく、サンプルとなるデータ数を増やす目的で合わせて1つの統計情報を作成し、これを A 社及び B 社に提供すること

(※2021 年 9 月 30 日に個人の権利利益を保護する観点から、先んじて標記 Q & A 5-26-7 として追加)

A 7-43 ①個人データの取扱いの委託（法第 23 条第 5 項第 1 号）において、複数の委託を受ける委託先は、各委託元から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することはできません。したがって、A 社から委託に伴って提供を受けた個人データと B 社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することはできず、突合して得られた個人データから統計情報を作成することもできません。

外部事業者に対する委託と整理した上で、委託先である当該外部事業者において提供を受けた個人データを本人ごとに突合して統計情報を作成する場合には、A 社及び B 社においてそれぞれに対する第三者提供に関する本人の同意を取得する等の対応を行う必要があります。

②A 社から委託に伴って提供を受けた個人データと B 社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合していないため、委託先において A 社から委託に伴って提供を受けた個人データと B 社から委託に伴って提供を受けた個人データをサンプルとなるデータ数を増やす目的で合わせて1つの統計情報を作成することができます。

(令和 3 年 9 月追加)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-50 防犯目的のために取得したカメラ画像・顔認証データ等について、防犯目的の達成に照らして真に必要な範囲内で共同利用をすることは可能ですか。その場合には、どのような点に注意する必要がありますか。

A 7-50 一般に個人データを共同利用しようとする場合には、法第 23 条第 5 項第 3 号に基づき、①共同利用をする旨、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的、⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名をあらかじめ本人に通知又は容易に知りうる状態に置く必要があります。

防犯目的のために取得したカメラ画像・顔認証データを共同利用しようとする場合には、共同利用されるカメラ画像・顔認証データ、共同利用する者の範囲を目的の達成に照らして真に必要な範囲に限定することが適切であると考えられます。防犯目的の達成に照らし、共同利用される個人データを必要な範囲に限定することを確保する観点からは、例えば共同利用するデータベースへの登録条件を整備して犯罪行為や迷惑行為に関わらない者の情報については登録・共有しないことが必要です。

また、共同利用は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で当該個人データを共同して利用することを認める制度です。このため、共同利用する者の範囲は、本人がどの事業者まで現在あるいは将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要があります。

さらに、個人データの開示等の請求及び苦情を受け付けその処理に尽力するとともに個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有し安全管理等個人データの管理について責任を有する管理責任者を明確に定めて、必要な対応を行うことが求められます。

(令和 3 年 9 月更新)

(第三者に該当しない場合)

Q 7-51 過去に取得した個人データを特定の事業者との間で共同利用することは可能ですか。

A 7-51 一般に、個人データを共同して利用する場合には、①共同利用をする旨、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的、⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、個人データの共同利用を開始する前に、本人に対して通知するか、本人が容易に知り得る状態に置く必要があります(ガイドライン(通則編)3-6-3(3)参照)。これに加えて、既に事業者が取得している個人データについて共同利用を検討する際には、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断した上で、当該個人データを取得する際に当該事業者が法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲内であることを確認する必要があります。

(令和3年9月更新)

**【更新Q & Aの修正履歴】**

(第三者に該当しない場合)

~~Q 5-32-3~~ **Q 7-51** 過去に取得した個人データを特定の事業者との間で共同利用することは可能ですか。

~~Q 5-32-3~~ **A 7-51** 一般に、個人データを共同して利用する場合には、①共同利用をする旨、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的**及び**、⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称**及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名**について、個人データの共同利用を開始する前に、本人に対して通知するか、本人が容易に知り得る状態に置く必要があります(ガイドライン(通則編)~~3-4-3~~ **3-6-3**(3)参照)。これに加えて、既に事業者が取得している個人データについて共同利用を検討する際には、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断した上で、当該個人データを取得する際に当該事業者が法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲内であることを確認する必要があります。

(平成~~30~~年~~12~~月追加**令和3年9月更新**)

1-8 個人関連情報の第三者提供の制限等（法第 26 条の 2 関係）（令和 3 年 9 月追加）  
（個人関連情報）

Q 8-1 Cookie 等の端末識別子は個人関連情報に該当しますか。家族等で情報端末を共用している場合はどうですか。

A 8-1 個別の事案ごとに判断することとなりますが、Cookie 等の端末識別子について、個人情報に該当しない場合には、通常、当該端末識別子に係る情報端末の利用者に関する情報として、「個人に関する情報」に該当し、個人関連情報に該当することとなると考えられます。また、家族等の特定少数の人が情報端末を共用している場合であっても、通常、情報端末の共用者各人との関係で、「個人に関する情報」に該当し、個人関連情報に該当することとなると考えられます。

なお、Cookie 等の端末識別子は、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる場合には、当該情報とあわせて全体として個人情報に該当することとなります。

（個人関連情報）

Q 8-2 メールアドレスは個人関連情報に該当しますか。

A 8-2 個別の事案ごとに判断することとなりますが、メールアドレスについて、個人情報に該当しない場合には、通常、当該メールアドレスに係るアカウントの利用者に関する情報として、「個人に関する情報」に該当し、個人関連情報に該当することとなると考えられます。

なお、メールアドレスは、ユーザー名及びドメイン名から特定の個人を識別することができる場合には、それ自体単独で個人情報に該当し、また、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる場合には、当該情報とあわせて全体として個人情報に該当することとなります（Q 1-4 参照）。

（法第 26 条の 2 の適用の有無について）

Q 8-3 個人関連情報を第三者に提供する場合には、常に本人の同意が得られていること等を確認しなければならないですか。

A 8-3 法第 26 条の 2 第 1 項は、個人関連情報の第三者提供一般に適用されるものではなく、提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得することが想定される」場合に限り適用されます。

上記以外の場合には、本人の同意が得られていること等を確認することなく、個人関連情報を提供することができます。

(法第 26 条の 2 の適用の有無について)

Q 8-4 提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得することが想定される」かは、いつの時点を基準に判断しますか。

A 8-4 個人関連情報の提供時点を基準に判断します。個人関連情報の提供時点において、提供先の第三者が「個人データとして取得する」ことが想定されないのであれば、本人の同意が得られていること等を確認することなく、個人関連情報を提供することができます。事後的に、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして利用したことが明らかになったとしても、提供元の個人関連情報取扱事業者は、法第 26 条の 2 第 1 項に違反することとはなりません。

なお、個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、提供元である個人関連情報取扱事業者に個人データとして利用する意図を秘して、本人同意を得ずに個人関連情報を個人データとして取得した場合には、法第 17 条第 1 項に違反することとなります。

(法第 26 条の 2 の適用の有無について)

Q 8-5 提供元の個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いを確認した上で、法第 26 条の 2 第 1 項の適用の有無を判断する必要がありますか。

A 8-5 個人関連情報取扱事業者は、一般に、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いを確認する義務を負うものではありません。しかし、提供先の第三者の事業内容、提供先の第三者との取引状況、提供する個人関連情報の項目、提供先の第三者における個人データの利用状況等の客観的事情に照らし、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして利用することが窺われる場合には、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いを確認した上で、「個人データとして取得する」ことが想定されるかどうかを判断する必要があります。

(法第 26 条の 2 の適用の有無について)

Q 8-6 ガイドライン(通則編)3-7-2-3では、「提供元の個人関連情報取扱事業者及び提供先の第三者間の契約等において」と記載されていますが、提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を個人データとして利用しない旨の誓約書を提出した場合においても、法第 26 条の 2 第 1 項は適用されないこととなりますか。

A 8-6 個別の事案ごとに判断することとなりますが、提供先の第三者が、提供元の個人関連情報取扱事業者に対して、提供を受けた個人関連情報を個人データとして利用しない旨の誓約書を提出した場合には、通常、提供先の第三者は当該誓約に従って個人関連情報を取り扱うものと考えられるため、原則として、「個人データとして取得する」ことは想定されず、法第 26 条の 2 第 1 項は適用されないと考えられます。

(法第 26 条の 2 の適用の有無について)

Q 8-7 ガイドライン(通則編)3-7-2-3では、「提供先の第三者が実際には個人関連情報を個人データとして利用することが窺われる事情がある場合」には、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いを確認する必要があると記載されていますが、どのような場合には「窺われる事情がある」こととなりますか。

A 8-7 個別の事案ごとに判断することとなりますが、例えば、契約に基づき個人関連情報を継続的に提供している場合において、提供先の第三者が契約の定め反して個人関連情報を個人データとして利用したことが明らかになった場合、提供先の第三者は引き続き個人関連情報を個人データとして利用することが窺われるのであり、その後の個人関連情報の提供については、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いを確認した上で、「個人データとして取得する」ことが想定されるかどうかを判断する必要があります。

(法第 26 条の 2 の適用の有無について)

Q 8-8 個人関連情報の第三者提供について、個人データの第三者提供における、委託、事業の承継及び共同利用(法第 23 条第 5 項各号)に相当する例外規定はありますか。

A 8-8 個人関連情報の第三者提供について、法第 23 条第 5 項各号に相当する例外規定はありません。法第 26 条の 2 第 1 項の適用の有無については、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるかどうかによって判断することとなります。

(法第 26 条の 2 の適用の有無について)

Q 8-9 個人データの取扱いの委託に伴って委託先に個人データを提供しました。委託先にとって当該データが個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合、委託先が当該データを委託元に返す行為について、法第 26 条の 2 第 1 項は適用されますか。

A 8-9 個人データの取扱いの委託に伴って委託元が提供した個人データが、委託先にとって個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合において、委託先が委託された業務の範囲内で委託元に当該データを返す行為については、法第 26 条の 2 第 1 項は適用されません。

ただし、委託先が、委託先で独自に取得した個人関連情報を当該データに付加し、その付加後の当該データを委託元に返す場合には、法第 26 条の 2 第 1 項が適用されます。



(法第 26 条の 2 の適用の有無について)

Q 8-10 A 社が自社のウェブサイトにて B 社のタグを設置し、B 社が当該タグを通じて A 社ウェブサイトを開覧したユーザーの開覧履歴を取得している場合、A 社は B 社にユーザーの開覧履歴を提供したことになりますか。

A 8-10 個別の事案ごとに判断することとなりますが、A 社が B 社のタグにより収集される開覧履歴を取り扱っていないのであれば、A 社が B 社に開覧履歴を「提供」したことにはならず、B 社が直接にユーザーから開覧履歴を取得したこととなると考えられます。このため、B 社がそのタグを通じて開覧履歴を取得することについて、法第 26 条の 2 第 1 項は適用されないと考えられます。

なお、個人情報取扱事業者である B 社は、開覧履歴を個人情報として取得する場合には、偽りその他不正の手段によりこれを取得してはならず（法第 17 条第 1 項）、また、個人情報の利用目的を通知又は公表する必要があります（法第 18 条第 1 項）。

(本人の同意等の確認の方法)

Q 8-11 A 社が B 社に個人関連情報を提供することとなり、A 社及び B 社は、①B 社が「本人」から法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の同意を取得する、②B 社は同意を取得した「本人」の ID のリストを A 社に提供する、③A 社はリストに掲載された ID と紐づく個人関連情報を B 社に提供する、というフローで個人関連情報を提供することとしました。この場合、B 社が、A 社に対し、法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の同意を取得した「本人」の ID のみを A 社に提供すると事前に誓約していれば、A 社は、当該誓約及び ID のリストを確認することで、リストに掲載された ID に係る「本人」各自について、「本人の同意が得られていること」（法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号）を一括して確認することはできますか。

A 8-11 提供元の個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合、「本人」各自から、法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の同意を得ていること（同意の取得方法を含む。）を、提供前にあらかじめ確認する必要がありますが、必ずしも「本人」毎に個別に確認する必要はなく、複数の「本人」につき一括して確認することも可能です。

このため、提供先の B 社が、提供元の A 社に対し、所定の方法で法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の同意を取得した「本人」の ID のみを A 社に提供すると事前に誓約し、その後、ID のリストを A 社に提供した場合には、A 社は、当該誓約及び ID のリストを確認することで、当該リストに掲載された ID に係る「本人」各自から、法第 26 条の 2 第 1 項第 1 号の同意を得ていることを、一括して確認したこととなります。

(本人の同意等の確認の方法)

Q 8-12 当社は、提供先の第三者が、ID 及びウェブサイトの閲覧履歴の取得につき包括的に本人の同意を得ていることを確認し、当該「本人」の ID 及びこれに紐付くウェブサイトの閲覧履歴を提供して、その記録を作成しました。その後、当該第三者に対し、同一「本人」の以下の各個人関連情報を提供する場合、施行規則第 18 条の 2 第 3 項に基づき、本人の同意が得られていることの確認を省略することができますか。

- ① ID と紐付く商品購買履歴
- ② ID と紐付くウェブサイトの閲覧履歴（当社が前回提供後に取得したもの）

A 8-12 提供元の個人関連情報取扱事業者は、法第 26 条の 2 第 1 項各号の確認事項につき、既に確認を行った事項と内容が同一であるもの（当該確認について記録の作成及び保存をしている場合に限る）については、その確認を省略することができます。

- ①について、提供先における商品購買履歴の取得は、既に確認した「本人の同意」の範囲に含まれていない（内容が同一でない）ため、商品購買履歴を提供するにあたっては、商品購買履歴の取得につき本人の同意が得られていることを確認する必要があります。
- ②について、提供先がウェブサイトの閲覧履歴の取得につき包括的に（前回提供分に限定することなく）本人の同意を得ていることを前提とすると、提供先におけるウェブサイトの閲覧履歴の取得は、既に確認した「本人の同意」の範囲に含まれている（内容が同一である）ため、その提供にあたっては、本人の同意が得られていることの確認を省略することができます。

(提供元における記録事項)

Q 8-13 提供先の第三者との間で基本契約を締結して、これに基づき継続的に又は反復して個人関連情報を提供することを予定しています。この場合、記録義務はどのように履行すれば良いですか。

A 8-13 特定の事業者に対して継続的に又は反復して個人関連情報を提供することが現実であると見込まれる場合、個々の提供に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができます(施行規則第 18 条の 3 第 2 項ただし書)。例えば、①最初の提供時に一旦記録を作成し、その後、随時、追加の記録事項を作成する方法、②提供期間の終了後に速やかに記録を作成する方法等で記録を作成することが考えられます。

一括して記録を作成する場合、「個人関連情報を提供した年月日」（施行規則第 18 条の 4 第 1 項第 2 号）については、提供期間の初日及び末日を記録することとなります。

①の方法で記録を作成する場合において、あらかじめ提供期間の末日が確定していない場合には、最初の提供時にまず提供期間の初日を記録し、継続的に又は反復して個人関連情報を提供することが終了した段階で、提供期間の末日を記録することとなります。

基本契約に基づき個人関連情報を提供する場合、基本契約に係る契約書及びこれに付帯する資料等をもって記録とすることもできます。例えば、提供の開始時に、提供する個

人関連情報の項目、個人関連情報の提供期間の初日、提供先の第三者の名称・住所・代表者氏名を契約書に記載しておき、その後、提供期間の終了後に、個人関連情報の提供期間の末日、本人の同意が得られていることを確認した旨（同意取得の方法を含む。）を付帯資料に記載する、といった方法で記録義務を履行することも可能です。この場合に、契約書及び付帯資料について、施行規則第 18 条の 3 第 3 項の要件を満たす場合には、最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 1 年を経過する日までの間、当該記録を保存すれば足りることとなります（施行規則第 18 条の 5 第 1 号）。

## 1-9 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止

(保有個人データに関する事項の公表等)

Q9-3 「法第 20 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」(法第 27 条第 1 項第 4 号・施行令第 8 条第 1 号) について、ホームページにおいては、安全管理措置の概要及び問合せ窓口を掲載し、安全管理措置の具体的な内容については、本人からの問合せに応じて遅滞なく回答する、という対応を取ることはできますか。

A9-3 個人情報取扱事業者は、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」について、「本人の知り得る状態」に置く必要がありますが、「本人の知り得る状態」は、「本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合」を含みます。

例えば、ホームページにおいて、安全管理措置の概要及び問合せ窓口を掲載し、本人からの問合せがあれば、安全管理措置の具体的な内容を遅滞なく回答する体制を構築している場合には、保有個人データの安全管理のために講じた措置について、「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」に置いたこととなります。

(令和 3 年 9 月追加)

(保有個人データに関する事項の公表等)

Q9-4 従業者の監督(法第 21 条)・委託先の監督(法第 22 条)についても、「法第 20 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」(法第 27 条第 1 項第 4 号・施行令第 8 条第 1 号) として、本人の知り得る状態に置く必要がありますか。

A9-4 法第 21 条及び法第 22 条は、法第 20 条の安全管理措置の一環として、従業者及び委託先に対する監督義務を明記するものであり、従業者及び委託先に対する監督は、法第 20 条の安全管理措置の一部を成します。このため、従業者及び委託先に対する監督についても、法第 20 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置として、本人の知り得る状態に置く必要があります。

(令和 3 年 9 月追加)

(保有個人データの開示)

Q9-10 電磁的記録の提供による方法で保有個人データを開示する場合において、本人が指定したファイル形式や提供方法による開示が技術的に困難な場合には、どう対応すべきですか。

A9-10 個人情報取扱事業者は、本人が保有個人データの電磁的記録の提供による方法による開示を請求した場合には、当該方法による開示が困難である場合を除き、電磁的記録の提供による方法(本人が請求した方法)でこれを開示する必要があります。

この場合、個人情報取扱事業者は、電磁的記録のファイル形式（PDF 形式、Word 形式等）や、電磁的記録の提供方法（電磁的記録を記録媒体に保存してこれを郵送する、電磁的記録を電子メールに添付して送信する、ウェブサイト上で電磁的記録をダウンロードさせる等）を定めることができ、本人がファイル形式等を指定した場合であっても、これに応じる必要はありません。

このため、個人情報取扱事業者は、本人が指定したファイル形式等による開示が困難な場合には、個人情報取扱事業者において対応可能なファイル形式等で開示すれば足够了。もっとも、本人の利便性向上の観点から、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましいと考えられます。

（令和 3 年 9 月追加）

#### （保有個人データの開示）

Q 9-12 保有個人データの開示請求を受けた場合、請求対象となるデータを検索・集約する等の一定の作業を要する場合がありますが、請求を受けてからどの程度の期間内に開示する必要がありますか。

A 9-12 個人情報取扱事業者は、保有個人データの開示請求を受けたときは、「遅滞なく」これを開示する必要があります（法第 28 条第 1 項・第 2 項）。

「遅滞なく」とは理由のない滞りを生じさせることなくという趣旨です。請求対象となるデータを検索・集約する等の一定の作業を要する場合には、当該作業を行うために通常必要と考えられる期間も考慮した上で、合理的な期間内に開示を行えば、「遅滞なく」開示したこととなると考えられます。

（令和 3 年 9 月追加）

#### （第三者提供記録の開示）

Q 9-14 法第 26 条の 2 第 3 項において準用される法第 26 条第 3 項の記録（個人関連情報の第三者提供に関する記録）は、法第 28 条第 5 項において準用される同条第 1 項に基づく第三者提供記録の開示対象となりますか。

A 9-14 開示の対象となる第三者提供記録は、法第 25 条第 1 項及び法第 26 条第 3 項の記録に限られ、法第 26 条の 2 第 3 項において準用される法第 26 条第 3 項の記録（個人関連情報の第三者提供に関する記録）は第三者提供記録の開示対象となりません。

（令和 3 年 9 月追加）

(第三者提供記録の開示)

Q 9-15 本人から開示請求された記録が第三者提供記録から除かれる「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの」(法第 28 条第 5 項)に該当する場合、どのように対応すればよいですか。

A 9-15 「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの」については、その該当性を慎重に判断する必要がありますが、これに該当する場合には、開示請求の対象となる第三者提供記録から除外されていることから、本人に対しては、法第 28 条第 5 項で準用される同条第 3 項に基づき、第三者提供記録が存在しない旨を通知することになります。

(令和 3 年 9 月追加)

(第三者提供記録の開示)

Q 9-16 ガイドライン(通則編)3-8-3-2において、契約書の代替手段による方法で第三者提供記録を作成した場合、「当該契約書中、記録事項となっている事項を抽出した上で、本人が求める方法により開示すれば足り、契約書そのものを開示する必要はない」とありますが、具体的にどのような方法で開示をすることが考えられますか。

A 9-16 契約書の代替手段による方法で第三者提供記録を作成した場合の開示の方法としては、記録事項以外の部分をマスキングして開示する方法のほか、記録事項を抜粋して別媒体に記録して開示する方法も考えられます。

(令和 3 年 9 月追加)

(第三者提供記録の開示)

Q 9-17 第三者提供記録の開示請求を受けた場合、請求対象となる記録を検索・集約する等の一定の作業を要する場合がありますが、請求を受けてからどの程度の期間内に開示する必要がありますか。

A 9-17 個人情報取扱事業者は、第三者提供記録の開示請求を受けたときは、「遅滞なく」これを開示する必要があります(法第 28 条第 5 項において準用する同条第 1 項・第 2 項)。

「遅滞なく」とは理由のない滞りを生じさせることなくという趣旨です。請求対象となる記録を検索・集約する等の一定の作業を要する場合には、当該作業を行うために通常必要と考えられる期間も考慮した上で、合理的な期間内に開示を行えば、「遅滞なく」開示したこととなると考えられます。

(令和 3 年 9 月追加)

(保有個人データの訂正等・保有個人データの利用停止等)

Q 9-20 会社の採用面接で不採用にした応募者から、当社に提出された履歴書の返却を求められていますが、個人情報取扱事業者として、返却に応じなければなりません。履歴書に記載された応募者の情報の利用停止等の請求を受けた場合はどうですか。

A 9-20 個人情報保護法では、本人からの請求による保有個人データの削除（法第 29 条）、保有個人データの利用の停止又は消去（法第 30 条）に関する規定は定められていますが、履歴書等の受け取った書類を返還する義務は規定されていません。そのため、個人情報保護法上、提出された履歴書を返却する義務はありません。

他方、応募者本人から、履歴書に記載された当該本人の情報について、保有個人データに該当する場合に、再応募への対応等のための合理的な期間が経過した後、利用する必要がなくなった場合に該当するとして利用停止等の請求を受けたときには、当該請求に応じる義務があると考えられます（法第 30 条第 6 項）。

なお、法第 19 条では、個人データの消去についての努力義務が明記されていますので、個人情報取扱事業者は、個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければなりません。

(令和 3 年 9 月更新)

(保有個人データの利用停止等)

Q 9-21 当社では、電話で資料請求をしてきたお客様にダイレクトメールを送付していますが、お客様から、ダイレクトメールの停止及び個人情報の消去を求められた場合、応じなければなりません。

A 9-21 ダイレクトメールを送付することについて、利用目的として特定した上で、当該利用目的を顧客に通知又は公表する必要があります。

そして、個人情報取扱事業者は、保有個人データを法第 16 条の規定に違反して取り扱っている場合又は法第 17 条の規定に違反して取得したものである場合には、当該保有個人データの利用の停止又は消去をする義務があります（法第 30 条第 2 項）。

また、個人情報取扱事業者は、当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等、法第 30 条第 5 項の要件を満たす場合には、当該保有個人データの利用の停止又は消去をする義務があります（法第 30 条第 6 項）。具体的には、以下のような事例が考えられます。

事例 1) ダイレクトメールを送付するために個人情報取扱事業者が保有していた情報について、当該個人情報取扱事業者がダイレクトメールの送付を停止した後、本人が消去を請求した場合

事例 2) ダイレクトメールの送付を受けた本人が、送付の停止を求める意思表示したにもかかわらず、個人情報取扱事業者がダイレクトメールを繰り返し送付していることから、本人が利用停止等を請求する場合

なお、個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないとされているため（法第 35 条第 1 項）、利用停止等の請求に理由がない場合であっても、顧客からのダイレクトメールの停止等の要求を苦情として扱った上で、適切かつ迅速に処理するよう努めなければなりません。

（令和 3 年 9 月更新）

（保有個人データの利用停止等）

Q 9-22 退職した社員から、法第 30 条第 5 項に基づき、利用する必要がなくなった場合に該当するとして保有個人データの消去を求められた場合、応じなければならないですか。

A 9-22 退職した社員の個人情報についても、取得時に特定した利用目的の範囲内で利用することは可能ですが、当該利用目的が達成されたときには、利用する必要がなくなった場合に該当し、当該請求に応じる義務があると考えられます（法第 30 条第 6 項）。

（令和 3 年 9 月追加）

（保有個人データの利用停止等）

Q 9-23 ガイドライン（通則編）3-8-5-1 に「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがないとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められないと考えられる事例」として記載されている「過去の信用情報に基づく融資審査により新たな融資を受けることが困難になった者が、新規の借入れを受けるため、当該信用情報を保有している個人情報取扱事業者に対して現に審査に必要な信用情報の利用停止等又は第三者提供の停止を請求する場合」について、本人が今後金融機関に一切融資を申し込むつもりがないとしている場合には、「現に審査に必要」ではないとして、利用停止等又は第三者提供の停止の請求に応じなければならないですか。

A 9-23 信用情報については、将来本人から融資等の申込みがあった場合に備えて一定期間保有しておく必要があることから、本人が今後一切融資を申し込むつもりがないと述べていることをもって、「現に審査に必要」ではないといえず、利用停止等又は第三者提供の停止の請求に応じる必要はないと考えられます。

（令和 3 年 9 月追加）



(保有個人データの利用停止等)

Q 9-24 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合の利用停止等について、「法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情」が正当かどうかの判断において考慮されるとのことですが、将来受ける可能性のある行政調査等も考慮されますか。

A 9-24 「法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情」としては、例えば、当該保有個人データにつき法令上保管が義務付けられている場合等が考えられますが、保管が義務付けられていない保有個人データについて、将来の行政調査等のために保管することは通常考慮されないと考えられます。

(令和3年9月追加)

Q 9-29 当社では、保有個人データの開示の請求を受けた際に手数料を徴収することとしましたが、手数料により利潤を得ることはできますか。

A 9-29 本人から保有個人データの開示の請求を受けた個人情報取扱事業者は、開示の実施に関し手数料を徴収することが認められています(法第33条第1項)。しかし、その手数料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内で定めなければなりません(同条第2項)。

(令和3年9月更新)

## 1-10 講ずべき安全管理措置の内容

(外的環境の把握)

Q10-22 「外的環境の把握」について、「外国において個人データを取り扱う場合」とは、どのような場合ですか。

A10-22 例えば、以下に掲げるような場合は、「外国において個人データを取り扱う場合」に該当するため、個人情報取扱事業者は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じる必要があります。

○個人情報取扱事業者が、外国にある支店・営業所に個人データを取り扱わせる場合（Q10-23 参照）

○個人情報取扱事業者が、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合（Q10-24 参照）

○外国にある個人情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人データを取り扱う場合（法第 75 条参照）

(令和3年9月追加)

(外的環境の把握)

Q10-23 「外的環境の把握」について、外国にある支店や営業所に個人データを取り扱わせる場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握する必要がありますか。外国にある従業者に個人データを取り扱わせる場合はどうですか。

また、この場合、「法第 20 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」（法第 27 条第 1 項第 4 号・施行令第 8 条第 1 号）として、どのような事項を本人の知り得る状態に置く必要がありますか。

A10-23 個人情報取扱事業者は、外国にある支店や営業所に個人データを取り扱わせる場合、外国において個人データを取り扱うこととなるため、支店等が所在する外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じる必要があります。

また、外国に支店等を設置していない場合であっても、外国にある従業者に個人データを取り扱わせる場合、本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、その個人データの取扱状況（個人データを取り扱う期間、取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、従業者が所在する外国の制度等を把握すべき場合もあると考えられます。例えば、外国に居住してテレワークをしている従業者に個人データを取り扱う業務を担当させる場合には、当該従業者の所在する外国の制度等も把握して安全管理措置を講じる必要があると考えられます。他方、外国に出張中の従業者に一時的にのみ個人データを取り扱わせる場合には、必ずしも、安全管理措置を講じるにあたって、外国の制度等を把握する必要まではないと考えられます。

以上は、外国にある支店等や従業者が、日本国内に所在するサーバに保存されている個

人データにアクセスして、これを取り扱う場合においても同様です。

そして、外国の制度等を把握して安全管理措置を講じる場合には、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」として、支店等や従業員が所在する外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置く必要があります。

(令和3年9月追加)

(外的環境の把握)

Q10-24 「外的環境の把握」について、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握する必要がありますか。委託先が外国にある第三者に個人データの取扱いを再委託した場合はどうですか。また、この場合、「法第20条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」（法第27条第1項第4号・施行令第8条第1号）として、どのような事項を本人の知り得る状態に置く必要がありますか。

A10-24 外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合、委託元は、委託先を通じて外国において個人データを取り扱うこととなるため、委託先が所在する外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、委託先の監督その他の安全管理措置を講じる必要があります。また、委託先が外国にある第三者に個人データの取扱いを再委託する場合、委託元は、委託先及び再委託先を通じて外国において個人データを取り扱うこととなるため、再委託先が所在する外国の制度等も把握した上で、安全管理措置を講じる必要があります。以上は、委託先や再委託先が、日本国内に所在するサーバに保存されている個人データにアクセスして、これを取り扱う場合においても同様です。

そして、かかる場合には、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」として、委託先・再委託先が所在する外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置く必要があります。

なお、委託元は、個人データの取扱いの委託に伴って委託先に個人データを提供する場合において、委託先が「外国にある第三者」（法第24条第1項）に該当するときは、原則として委託先が所在する外国の名称等を本人に情報提供した上で、本人の同意を取得する必要があります（法第24条第1項・第2項）。かかる場合においても、委託元は、上記のとおり、安全管理措置を講じる必要があります。また、保有個人データの安全管理のために講じた措置を本人の知り得る状態に置く必要があります。

(令和3年9月追加)

(外的環境の把握)

Q10-25 「外的環境の把握」について、外国にある第三者の提供するクラウドサービスを利用し、その管理するサーバに個人データを保存する場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握する必要がありますか。

また、この場合、「法第 20 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」（法第 27 条第 1 項第 4 号・施行令第 8 条第 1 号）として、どのような事項を本人の知り得る状態に置く必要がありますか。

A10-25 外国にある第三者の提供するクラウドサービスを利用する場合において、クラウドサービス提供事業者が個人データを取り扱わないこととなっている場合には、個人データの第三者への「提供」には該当しませんが、個人情報取扱事業者は、自ら果たすべき安全管理措置の一環として、適切な安全管理措置を講じる必要があります（Q7-53、Q7-54、Q12-3 参照）。

この場合、個人情報取扱事業者は、外国において個人データを取り扱うこととなるため、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じる必要があります。日本国内に所在するサーバに個人データが保存される場合においても同様です。

かかる場合には、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」として、クラウドサービス提供事業者が所在する外国の名称及び個人データが保存されるサーバが所在する外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置く必要があります。他方、個人データが保存されるサーバが所在する国を特定できない場合には、サーバが所在する外国の名称に代えて、①サーバが所在する国を特定できない旨及びその理由、及び、②本人に参考となるべき情報を本人の知り得る状態に置く必要があります。②本人に参考となるべき情報としては、例えば、サーバが所在する外国の候補が具体的に定まっている場合における当該候補となる外国の名称等が考えられます。

(令和 3 年 9 月追加)

## 1-11 その他

(勧告、命令、緊急命令)

Q11-1 個人情報取扱事業者等が個人情報保護法に違反した場合、どのような措置が採られるのですか。

A11-1 個人情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）が、個人情報保護法の義務規定に違反し、不適切な個人情報、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下本項において「個人情報等」という。）の取扱いを行っている場合には、個人情報保護委員会は、必要に応じて、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者に対して報告徴収・立入検査を実施し（法第 40 条）（※）、当該個人情報取扱事業者等に対して指導・助言を行い（法第 41 条）、また、勧告・命令を行う（法第 42 条）ことができます。個人情報保護委員会からの報告徴収・立入検査に応じなかった場合や、報告徴収に対して虚偽の報告をした場合等には、刑事罰（50 万円以下の罰金）が科される可能性があります（法第 85 条）。また、個人情報保護委員会の命令に個人情報取扱事業者等が違反した場合には、個人情報保護委員会は、その旨を公表することができ（法第 42 条第 4 項）、加えて、当該命令に違反した者には、刑事罰（1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）が科される可能性があります（法第 83 条）。

なお、個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科される可能性があります（法第 84 条）。

さらに、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者（以下本項において「従業者等」という。）がその法人又は人の業務に関して、上記の罰則の対象となる行為を行った場合には、両罰規定により、行為者に加え、その法人や人にも罰金刑が科される可能性があります（法第 87 条）。

具体的には、従業者等が法人の業務に関して、①法第 83 条又は第 84 条に掲げる違反行為を行った場合、当該法人には、1 億円以下の罰金刑が科される可能性があり、②法第 85 条に掲げる違反行為を行った場合、当該法人には 100 万円以下の罰金刑が科される可能性があります。また、従業者等が人の業務に関して、法第 83 条から第 85 条までに掲げる違反行為を行った場合には、当該人に対して、当該違反行為を定める各条文に規定する罰金刑が科される可能性があります。

(※) 法第 44 条に基づく権限の委任が行われた場合には、事業所管大臣（各省庁）も報告徴収・立入検査を実施する権限を有することとなります。

(令和 3 年 9 月更新)

### 【更新Q & Aの修正履歴】

(勧告、命令、緊急命令)

Q-8-Q11 - 1 個人情報取扱事業者等が個人情報保護法に違反した場合、どのような措置が採られるのですか。

A-8-A11 - 1 個人情報取扱事業者等、個人関連情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）が、個人情報保護法の義務規定に違反し、不適切な個人情報、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下本項において「個人情報等」という。）の取扱いを行っている場合には、個人情報保護委員会~~（※）~~がは、必要に応じて、事当該個人情報取扱事業者等その他の関係者に対して報告徴収・立入検査を実施し（法第 40 条）、~~（※）~~、当該個人情報取扱事業者等に対して指導・助言を行い（法第 41 条）、また、勧告・命令を行う（法第 42 条）ことができます。個人情報保護委員会の命令に個人情報取扱事業者等が従わなかった場合や、個人情報保護委員会からの報告徴収・立入検査に応じなかった場合や、報告徴収に対して虚偽の報告をした場合等には、罰則（30 刑事罰（50 万円以下の罰金）の対象になりますが科される可能性があります（法第 85 条）。また、個人情報保護委員会の命令に個人情報取扱事業者等が違反した場合には、個人情報保護委員会は、その旨を公表することができ（法第 42 条第 4 項）、加えて、当該命令に違反した者には、刑事罰（1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）が科される可能性があります（法第 83 条）。

なお、個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第 83 条により刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科される可能性があります（法第 84 条）。

さらに、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者（以下本項において「従業者等」という。）がその法人又は人の業務に関して、上記の罰則の対象となる行為を行った場合には、両罰規定により、行為者に加え、その法人や人にも罰金刑が科される可能性があります（法第 87 条）。

具体的には、従業者等が法人の業務に関して、①法第 83 条又は第 84 条に掲げる違反行為を行った場合、当該法人には、1 億円以下の罰金刑が科される可能性があり、②法第 85 条に掲げる違反行為を行った場合、当該法人には 100 万円以下の罰金刑が科される可能性があります。また、従業者等が人の業務に関して、法第 83 条から第 85 条までに掲げる違反行為を行った場合には、当該人に対して、当該違反行為を定める各条文に規定する罰金刑が科される可能性があります。

(※) 法第 44 条に基づく権限の委任が行われた場合には、事業所管大臣（各省庁）がも報告徴収・立入検査を実施する権限を有することとなります。

(令和3年9月更新)

(域外適用)

Q11-2 外国で活動する事業者ですが、日本国内にある者に対して音楽の配信サービスを提供するために本人から個人情報を取得する場合、その個人情報の取扱いについて個人情報保護法は適用されますか。また、日本国内の別の事業者から個人情報を取得する場合はどうなりますか。

A11-2 法第 75 条に基づき、外国にある個人情報取扱事業者等が、日本の居住者等の日本国内にある者に対する物品やサービスの提供に関連して、日本国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合には、個人情報保護法が適用されます。

そのため、外国にある個人情報取扱事業者が、日本国内にある者に対して音楽の配信サービスを提供することに関連して、日本国内にある者を本人とする個人情報を外国で取り扱う場合、当該外国にある個人情報取扱事業者による当該個人情報の取扱いには、個人情報保護法が適用されます。このことは、当該外国にある個人情報取扱事業者が、日本国内にある本人から直接個人情報を取得した場合であっても、日本国内の別の事業者から間接的に取得した場合であっても同様です（ガイドライン（通則編）5-1 参照）。

なお、域外適用の対象となる外国にある個人情報取扱事業者は、個人データを取り扱う当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる必要があります（法第 20 条）。その上で、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」として、当該外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で講じた措置の内容を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く必要があります（法第 27 条第 1 項第 4 号、施行令第 8 条第 1 号）。

また、外国にある個人情報取扱事業者に個人データを提供する日本国内の個人情報取扱事業者は、法第 24 条第 1 項により、原則として、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を得る必要がある点に注意が必要です。

(令和 3 年 9 月更新)



## 【更新Q & Aの修正履歴】

(域外適用)

Q-8-Q11-2 外国で活動する事業者ですが、日本国内にいるある者に対して音楽の配信サービスを提供するために本人から個人情報を取得する場合、その個人情報の取扱いについて個人情報保護法は適用されますか。また、日本国内の別の事業者から個人情報を取得する場合はどうなりますか。

A-8-A11-2 一般に、国の法令の効力は外国には及びません。しかし、我が国の消費者を保護する観点より平成 27 年改正により導入された法第 75 条に基づき、外国にある個人情報取扱事業者のうち等が、日本の居住者等の日本国内にいるある者に対して対する物品やサービスの提供を行い、これに関連して本人から個人情報を取得した、日本国内にある者が、外国においてそのを本人とする個人情報、当該個人情報をとして取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合には、個人情報保護法のうち、一部の規定が適用されます。

そのため、外国にある個人情報取扱事業者が、日本国内にある者に対して音楽の配信サービスを提供することに関連して、日本国内にある者を本人とする個人情報を外国で取り扱う場合、当該外国にある個人情報取扱事業者による当該個人情報の取扱いには、個人情報保護法が適用される規定については、~~され~~ます。このことは、当該外国にある個人情報取扱事業者が、日本国内にある本人から直接個人情報を取得した場合であっても、日本国内の別の事業者から間接的に取得した場合であっても同様です（ガイドライン（通則編）の「6-1 域外適用」を5-1参照ください）。

一方、なお、域外適用の対象となる外国にある事業者が本人以外の第三者から個人情報取扱事業者は、個人データを取り扱う当該本人外国の個人情報を取得の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる必要があります（法第 20 条）。その上で、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」として、当該外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で講じた措置の内容を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合には、原則どおり、当該事業者には個人情報保護法の規定は適用されません。ただしを含む。）に置く必要があります（法第 27 条第 1 項第 4 号、施行令第 8 条第 1 号）。

また、外国にある事個人情報取扱事業者に個人データを提供する日本国内の個人情報取扱事業者には、法第 24 条が適用されます。第 1 項により、原則として、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を得る必要がある点に注意が必要です。

(令和 3 年 9 月更新)

(域外適用)

Q11-3 外国で活動する事業者で、日本を含む各国にある者に対してサービスを提供しており、当該サービス提供のため各本人から個人情報を取得しています。日本国内の利用者の個人データを含む漏えい等事案が生じた場合、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置を講ずるとともに、漏えい等事案の報告及び本人への通知を行う必要がありますか。

A11-3 外国にある個人情報取扱事業者が、日本の居住者等の日本国内にある者に対する物品又はサービスの提供に関連して、日本国内にある者を本人とする個人情報を外国において取り扱う場合には、個人情報保護法の域外適用の対象となり、法第 20 条（安全管理措置）や法第 22 条の 2（漏えい等の報告等）も適用されます（法第 75 条）。

したがって、このような外国にある個人情報取扱事業者が、日本国内の利用者へのサービス提供に関連して取り扱っている日本国内の利用者の個人データについて漏えい等事案を発生させた場合には、日本国内の個人情報取扱事業者と同様に、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置（ガイドライン（通則編）3-5-2 参照）を講ずる必要があります。

また、当該漏えい等事案が法第 22 条の 2 の要件を満たす場合（ガイドライン（通則編）3-5-3-1 参照）には、同条に基づく報告及び本人通知が必要となります。なお、この場合、「個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」（施行規則第 6 条の 2 第 4 号）との関係では、当該外国にある個人情報取扱事業者において漏えい等事案が発生した個人データのうち、法第 75 条に係る本人の数が「千人を超える」かどうかを判断することになります。

なお、域外適用については Q11-2 をご参照ください。

(令和 3 年 9 月更新)

**【更新Q & Aの修正履歴】**

(域外適用)

Q ~~8-2-2~~11-3 外国で活動する事業者で、日本を含む各国にいるある者に対してサービスを提供しており、当該サービス提供のため各本人から個人情報を取得しています。日本国内の利用者の個人データを含む漏えい等事案が生じた場合、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置をとる講ずるとともに、個人情報保護委員会漏えい等へ事案の報告する及び本人への通知を行う必要がありますか。

A ~~8-2-2~~ 法第 75 条に基づき、11-3 外国にある個人情報取扱事業者のうちが、日本の居住者等の日本国内にいるある者に対して対する物品や又はサービスの提供を行い、これに関連して、日本国内にある者を本人からとする個人情報を取得した者が、外国においてその個人情報を取り扱う場合には、ガイドライン(通則編)個人情報保護法の「6-1 域外適用」にあるようにの対象となり、法第 20 条(安全管理措置) や法第 22 条の 2 (漏えい等の報告等) も適用されます (法第 75 条)。

したがって、このような外国にある個人情報取扱事業者が、日本国内の利用者へのサービス提供に関連して取り扱っている日本国内の利用者の個人データを含むについて漏えい等事案を発生させた場合には、日本にある国内の個人情報取扱事業者と同様に、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置及び個人情報保護委員会等への報告の対象となります (ガイドライン(通則編) 3-5-2 参照) を講ずる必要があります。

また、当該漏えい等事案が法第 22 条の 2 の要件を満たす場合 (ガイドライン(通則編) 3-5-3-1 参照) には、同条に基づく報告及び本人通知が必要となります。なお、この場合、「個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」(施行規則第 6 条の 2 第 4 号) との関係では、当該外国にある個人情報取扱事業者において漏えい等事案が発生した個人データのうち、法第 75 条に係る本人の数が「千人を超える」かどうかを判断することになります。

なお、域外適用についてはQ ~~8-2~~11-2 をご参照ください。

(平成 ~~30~~年 7 月追加令和 3 年 9 月更新)

(域外適用)

Q11-4 外国で活動する事業者ですが、日本国内の事業者から、日本国内のユーザー向けのアプリの開発・運営のため、日本国内のユーザーを本人とする個人データの取扱いの委託を受けました。この場合、外国の事業者が委託に伴って取得した個人データの取扱いについて個人情報保護法は適用されますか。

A11-4 外国にある個人情報取扱事業者が、日本の居住者等の日本国内にある者に対する物品又はサービスの提供に関連して、日本国内にある者を本人とする個人情報を外国において取り扱う場合には、個人情報保護法の域外適用の対象となります(法第75条)。

外国にある個人情報取扱事業者が、日本国内のユーザー向けのアプリの開発・運営のために、日本国内の事業者から日本国内のユーザーを本人とする個人データの取扱いの委託を受けて外国で取り扱う場合、当該外国にある個人情報取扱事業者による当該個人データの取扱いは、日本国内にある者に対する物品又はサービスの提供に関連するものであると考えられることから、個人情報保護法の域外適用の対象となります。

なお、外国にある個人情報取扱事業者に対して個人データを提供する日本国内の個人情報取扱事業者は、法第24条第1項により、原則として、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を得る必要がある点に注意が必要です。

(令和3年9月追加)

## 2 ガイドライン（外国にある第三者への提供編）

Q12-1 委託は法第 23 条第 1 項の第三者提供に当たらないとされていますが、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合は、法第 24 条第 1 項に基づいて「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を得る必要がありますか。

A12-1 個人情報取扱事業者が、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、以下の①から③までのいずれかに該当する場合を除き、法第 24 条第 1 項に基づきあらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を得る必要があります。この点は、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合も同様です。

- ① 当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則第 11 条で定める国（※）にある場合
- ② 当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として施行規則第 11 条の 2 で定める基準に適合する体制を整備している場合
- ③ 法第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合

なお、上記①から③のいずれにも該当せず、法第 24 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、施行規則第 11 条の 3 第 2 項から第 4 項までの規定により求められる情報を本人に提供する必要があることに留意が必要です（法第 24 条第 2 項）。

（※）施行規則第 11 条で定める国とは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」（平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号）に定める国を指し、具体的には、令和 3 年 9 月時点で EU 及び英国が該当します。なお、ここでいう EU とは、平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号に定める国（ただし、英国を除きます。）を指します。

（令和 3 年 9 月更新）

**【更新Q & Aの修正履歴】**

Q9-Q12-1 委託は法第 23 条第 1 項の第三者提供に当たらないとされていますが、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合もは、法第 24 条は適用されないのです第 1 項に基づいて「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を得る必要がありますか。

A12-1 個人情報取扱事業者が、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、以下の①から③までのいずれかに該当する場合を除き、法第 24 条第 1 項に基づきあらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を得る必要があります。この点は、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合も同様です。A9-1 委託、事業承継、共同利用（法第 23 条第 5 項）に当たって個人データを外国の第三者に提供する場合であっても、法第 24 条は適用されます。

- ① 当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則第 11 条で定める国（※）にある場合
- ② 当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として施行規則第 11 条の 2 で定める基準に適合する体制を整備している場合
- ③ 法第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合

なお、上記①から③のいずれにも該当せず、法第 24 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、施行規則第 11 条の 3 第 2 項から第 4 項までの規定により求められる情報を本人に提供する必要があることに留意が必要です（法第 24 条第 2 項）。

（※）施行規則第 11 条で定める国とは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」（平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号）に定める国を指し、具体的には、令和 3 年 9 月時点で EU 及び英国が該当します。なお、ここでいう EU とは、平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号に定める国（ただし、英国を除きます。）を指します。

（令和 3 年 9 月更新）

Q12-2 「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」はどこですか。

A12-2 法第 24 条第 1 項の「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」とは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」（平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号）に定める国を指し、具体的には、令和 3 年 9 月時点で EU 及び英国が該当します。なお、ここでいう EU とは、平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号に定める国（ただし、英国を除きます。）を指します。

（令和 3 年 9 月更新）

#### 【更新 Q & A の修正履歴】

Q9-4 Q12-2 「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」はどこですか。

A12-2 法第 24 条第 1 項の「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」とは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」（平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号）に定める国を指し、具体的には、令和 3 年 9 月時点で EU 及び英国が該当します。なお、ここでいう EU とは、平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号に定める国（ただし、英国を除きます。）を指します。A9-4 様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討します。

（令和 3 年 9 月更新）

Q12-3 外国にあるサーバに個人データを含む電子データを保存することは外国にある第三者への提供に該当しますか。

A12-3 個人情報取扱事業者自らが外国に設置し、自ら管理・運営するサーバに個人データを保存することは、外国にある第三者への提供（法第 24 条第 1 項）に該当しません。

また、個人情報取扱事業者が、外国にある事業者が外国に設置し、管理・運営するサーバに個人データを保存する場合であっても、当該サーバを運営する当該外国にある事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供（法第 24 条第 1 項）に該当しません。

ここでいう「当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合」とは、契約条項によって当該事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます（Q7-53 参照）。

なお、個人情報取扱事業者が、外国に設置されたサーバに個人データを保存する場合、外国において個人データを取り扱うこととなるため、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる必要があります（法第 20 条）、また、保有個人データの安全管理について講じた措置を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く（法第 27 条第 1 項第 4 号、施行令第 8 条第 1 号）必要があることに留意が必要です（Q10-25 参照）。

（令和 3 年 9 月更新）



**【更新Q & Aの修正履歴】**

Q9-5-Q12-3 外国にあるサーバに個人データを含む電子データを保存することは外国にある第三者への提供に該当しますか。

A9-5-A12-3 個人情報取扱事業者自らが外国に設置し、自ら管理・運営するサーバに個人データを保存することは、外国にある第三者への提供（法第 24 条第 1 項）に該当しません。

また、個人情報取扱事業者が、外国にある事業者が外国に設置し、管理・運営するサーバに個人データを保存する場合であっても、当該サーバの運営事を運営する当該外国にある事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供（法第 24 条第 1 項）に該当しません。

ここでいう「当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合」とは、契約条項によって当該事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます（Q5-33-Q7-53 参照）。

なお、個人情報取扱事業者が、外国に設置されたサーバに個人データを保存する場合、外国において個人データを取り扱うこととなるため、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる必要があります（法第 20 条）、また、保有個人データの安全管理について講じた措置を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く（法第 27 条第 1 項第 4 号、施行令第 8 条第 1 号）必要があることに留意が必要です（Q10-25 参照）。

（令和 3 年 9 月更新）

Q12-4 外国の事業者が運営するクラウドを利用していますが、サーバは国内にある場合、外国にある第三者への提供に該当しますか。

A12-4 当該サーバを運営する外国にある事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱っている場合には、サーバが国内にある場合であっても、外国にある第三者への提供（法第 24 条第 1 項）に該当します。ただし、当該サーバを運営する外国にある事業者が、当該サーバに保存された個人データを日本国内で取り扱っており、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められる場合には、外国にある第三者への提供（法第 24 条第 1 項）に該当しません（ガイドライン（外国ある第三者への提供編）2-2 参照）。

なお、当該サーバを運営する外国にある事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供（法第 24 条第 1 項）に該当しません（Q7-53、Q12-3 参照）。

（令和 3 年 9 月更新）

**【更新 Q & A の修正履歴】**

Q9-6-Q12-4 外国の事業者が運営するクラウドを利用していますが、サーバは国内にある場合、外国にある第三者への提供に該当しますか。

A9-6-A12-4 当該サーバの運営事を運営する外国にある事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱っている場合には、サーバが国内にある場合であっても、外国にある第三者への提供（法第 24 条第 1 項）に該当します。ただし、当該サーバを運営する外国にある事業者が、当該サーバに保存された個人データを日本国内で取り扱っており、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められる場合には、外国にある第三者への提供（法第 24 条第 1 項）に該当しません（ガイドライン（外国ある第三者への提供編）2-2 参照）。

なお、当該サーバを運営する外国にある事業者が、当該サーバに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合には、外国にある第三者への提供（法第 24 条第 1 項）に該当しません（Q5-33Q7-53、Q9-512-3 参照）。

また、当該サーバの運営事業者が、当該サーバに保存された個人データを国内で取り扱っていると認められる場合には、当該サーバの運営事業者は個人情報取扱事業者に該当しますので、外国にある第三者への提供に該当しません。

（令和 3 年 9 月更新）

Q12-5 国内事業者が外国事業者に個人データを提供する場合において、当該外国事業者が日本に出張所を有する場合、「外国にある第三者」に提供したこととなりますか。

A12-5 個人データの提供先が外国事業者である場合であっても、当該外国事業者が日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められる場合には、外国にある第三者への提供（法第 24 条第 1 項）に該当しません。

もともと、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるか否かは、日本国内における事業の実態を勘案して、個別の事例ごとに判断することとなるため、国内に出張所を有することのみをもって直ちに当該外国事業者への個人データの提供が「外国にある第三者への提供」に該当しないこととなるわけではありません。

（令和 3 年 9 月更新）

**【更新 Q & A の修正履歴】**

Q9-7 Q12-5 国内事業者が外国事業者に個人データを提供する場合において、当該外国事業者が日本に出張所を有する場合、「外国にある第三者」に提供したこととなりますか。

A9-7 A12-5 個人データの提供先が外国事業者である場合であっても、当該外国事業者が日本国内で個人情報取扱事業者~~に該当する~~データベース等を事業の用に供していると認められる場合には、「外国にある第三者」~~に~~への提供したことはなりません。個人情報取扱事業者の該当性は、事業の実態を勘案して（法第 24 条第 1 項）に該当しません。

もともと、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるか否かは、日本国内における事業の実態を勘案して、個別の事例ごとに判断することとなるため、国内に出張所を有することのみをもって直ちに当該外国事業者がへの個人情報取扱事業者データの提供が「外国にある第三者への提供」に該当するしないこととなるわけではありません。

（令和 3 年 9 月更新）

Q12-6 施行規則第11条の2第1号では、「個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間」で適切かつ合理的な方法により措置の実施を確保することとされています。国内にある事業者Aが外国にある事業者との間で、Aのグループ会社の個人データの取扱いに係る委託契約を締結していますが、Aの子会社であり、Aと同じ内規等が適用される国内にある事業者Bが、当該外国にある事業者に対して委託に伴って個人データを提供する場合、当該委託契約及び当該内規等は「適切かつ合理的な方法」に該当しますか。

A12-6 当該委託契約及び当該内規等によって、個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者の講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを実質的に担保することができる場合には、適切かつ合理的な方法に該当するものと考えられます。

なお、提供先の外国にある第三者が施行規則第11条の2に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として、事前の本人の同意を得ずに当該外国にある第三者に対して個人データの提供を行った場合には、個人情報取扱事業者は、法第24条第3項に基づき、当該外国にある第三者による相当措置（個人データの取扱いについて法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置をいいます。以下同じ。）の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供する必要があります（ガイドライン（外国にある第三者への提供編）6参照）。

（令和3年9月更新）

**【更新Q & Aの修正履歴】**

Q9-9-Q12-6 施行規則第11条の2第1号では、「個人情報取扱事業者と個人データの提供者を受ける者との間」で適切かつ合理的な方法により措置の実施を確保することとされています。国内にある事業者Aが、個人情報取扱事外国にある事業者との間で、Aのグループ会社の個人データの取扱いに係る委託契約を締結していますが、Aの子会社であり、Aと同じ内規等が適用される別会社と、国内にある事業者Bが、当該外国にある事業者に対して委託に伴って個人データの提供を受ける者との間で締結されたする場合、当該委託契約及び当該内規等は「適切かつ合理的な方法」に該当しますか。

A9-9-A12-6 当該委託契約及び当該内規等によって、個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者の講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを実質的に担保することができる場合には、適切かつ合理的な方法に該当するものと考えられます。

なお、提供先の外国にある第三者が施行規則第11条の2に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として、事前の本人の同意を得ずに当該外国にある第三者に対して個人データの提供を行った場合には、個人情報取扱事業者は、法第24条第3項に基づき、当該外国にある第三者による相当措置（個人データの取扱いについて法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置をいいます。以下同じ。）の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供する必要があります（ガイドライン（外国にある第三者への提供編）6参照）。

（令和3年9月平成30年12月更新）

Q12-7 提供先の外国にある第三者が施行規則第 11 条の 2 に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として個人データを提供した後、当該提供先がさらに別の「第三者」（再提供先）に個人データを提供する場合、当該提供先が施行規則第 11 条の 2 に定める基準に適合する体制を整備しているといえるためには、どのような措置の実施が確保される必要がありますか。当該「第三者」（再提供先）が当該提供先と同一国内にある者等の外国にある者であるときと、当該「第三者」（再提供先）が日本にある者であるときで、実施が確保されるべき措置が変わりますか。

A12-7 法第 24 条第 1 項の「外国」は、本邦の域外にある国又は地域（我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則第 11 条で定める国（※）を除きます。以下本項において同じ。）を指します。

したがって、提供先の外国にある第三者が施行規則第 11 条の 2 に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として、個人データを提供した後、当該提供先がさらに別の「第三者」（再提供先）に当該個人データを再提供する場合において、当該「第三者」（再提供先）が本邦の域外にある国又は地域にある者であるときは、当該提供先と同一国若しくは地域にあるか、又は異なる国若しくは地域にあるかにかかわらず、当該提供先による当該「第三者」（再移転先）への個人データの移転について、法第 24 条の規定の趣旨に沿った措置（ガイドライン（外国にある第三者への提供編）4-2-12 参照）の実施が確保される必要があります。

他方で、当該「第三者」（再提供先）が日本にある者であるときは、当該「第三者」（再提供先）は、「外国にある第三者」（法第 24 条第 1 項）に該当しません。そのため、この場合には、当該提供先による当該「第三者」（再移転先）への個人データの移転について、法第 23 条の規定の趣旨に沿った措置（同ガイドライン 4-2-11 参照）の実施が確保される必要があります。

（※）施行規則第 11 条で定める国とは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」（平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号）に定める国を指し、具体的には、令和 3 年 9 月時点で EU 及び英国が該当します。なお、ここでいう EU とは、平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号に定める国（ただし、英国を除きます。）を指します。

（令和 3 年 9 月更新）

【更新Q & Aの修正履歴】

~~Q9-10~~個人データを「~~Q12-7~~ 提供先の外国にある第三者」(提供先)が施行規則第 11 条の 2 に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として個人データを提供した後、当該「~~外国にある第三者~~」提供先がさらに別の「第三者」(再提供先)に個人データを提供する場合、当該提供先が施行規則第 11 条の 2 に定める基準に適合する体制を整備しているといえるためには、どのような措置の実施が確保される必要がありますか。当該「第三者」(再提供先)が「~~外国にある第三者~~」(当該提供先)と同一国内にある者等の外国にある者であるときは、どのような措置を講じる必要がありますか。また、当該「第三者」(再提供先)が日本にある者のであるときは、どのようなで、実施が確保されるべき措置を講じる必要があります変わりますか。

~~A9-10~~~~A12-7~~ 法第 24 条第 1 項の「外国」は、本邦の域外にある国又は地域を指します。(我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則第 11 条で定める国(※)を除きます。以下本項において同じ。)を指します。

したがって、提供先の外国にある第三者が施行規則第 11 条の 2 に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として、個人データを提供した後、当該提供先がさらに別の「第三者」(再提供先)に当該個人データを再提供する場合において、当該「第三者」(再提供先)が本邦の域外にある国又は地域にある者の場合であるときは、「~~外国にある第三者~~」(当該提供先)と同一国若しくは地域にあるか、又は異なる国若しくは地域にあるかにかかわらず、同条当該提供先による当該「第三者」(再移転先)への個人データの移転について、法第 24 条の規定の趣旨に沿った措置(ガイドライン(外国にある第三者への提供編) 4-2-10)を講じる12 参照)の実施が確保される必要があります。

他方で、当該「第三者」(再提供先)が日本にある者の場合であるときは、当該「~~第三者~~」(再提供先)は、「~~外国にある第三者~~」(法第 24 条第 1 項)に該当しないしませぬ。そのため、この場合には、当該提供先による当該「第三者」(再移転先)への個人データの移転について、法第 23 条の規定の趣旨に沿った措置(同ガイドライン4-2-9)を講じる4-2-11 参照)の実施が確保される必要があります。

(※) 施行規則第 11 条で定める国とは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」(平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号)に定める国を指し、具体的には、令和 3 年 9 月時点で EU 及び英国が該当します。なお、ここでいう EU とは、平成 31 年個人情報保護委員会告示第 1 号に定める国(ただし、英国を除きます。)を指します。

(令和 3 年 9 月令和元年 6 月更新)

Q12-8 外国にある第三者に対して、提供元において氏名を削除するなどして個人を特定できないようにして当該提供先にとっては個人情報に該当しないデータの取扱いを委託し、当該提供先が個人情報に復元することがないような場合においても、法第 24 条第 1 項により、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を得る必要がありますか。

A12-8 提供先の外国にある第三者にとって個人情報に該当しないデータの取扱いを委託する場合において、委託契約において当該提供先が元となった個人情報を復元しないことが定められている等、当該提供先が元となった個人情報に係る本人を識別しないこととなっているときは、結果として、施行規則第 11 条の 2 で定める基準に適合する体制を整備しているものと解されます。

そのため、この場合、当該提供先は、法第 24 条第 1 項における「第三者」に該当しないため、当該提供先に対する個人データの提供に際して、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得る必要はありません。

ただし、この場合であっても、提供元である個人情報取扱事業者は、当該提供先において元となった個人情報の復元がなされていないか等の定期的な確認を含め、当該提供先による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を提供する必要があります（法第 24 条第 3 項）。

さらに、提供元である個人情報取扱事業者は、法第 22 条に基づき当該提供先に対する監督義務を負うことに留意が必要です。

（令和 3 年 9 月更新）

#### 【更新 Q & A の修正履歴】

~~Q9-11~~ Q12-8 外国にある第三者に対して、提供元において氏名を削除するなどして個人を特定できないようにして当該者当該提供先にとっては個人情報に該当しないデータの取扱いを委託し、当該者当該提供先が個人情報に復元することがないような場合においても、~~法第 24 条~~ 法第 24 条は適用されず第 1 項により、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める」旨の本人の同意を得る必要がありますか。

~~A12-8~~ ~~A9-11~~ ~~法第 24 条は適用されます。~~ 受領者たる「提供先の外国にある第三者」にとって個人情報に該当しないデータの取扱いを提供委託する場合において、当該者委託契約において当該提供先が元となった個人情報を復元するしないことがない定められている等、当該提供先が元となった個人情報に係る本人を識別しないこととなっているときは、結果として、施行規則第 11 条の 2 で定める基準に適合する体制を整備しているものと解されます。

そのため、この場合、当該提供先は、法第 24 条第 1 項における「第三者」に該当しないため、当該提供先に対する個人データの提供に際して、外国にある第三者への



個人データの提供を認める旨の本人の同意を得る必要はありません。

ただし、この場合であっても、委託者たる個人情報取扱事業者は提供元である個人情報取扱事業者は、当該提供先において元となった個人情報の復元がなされていないか等の定期的な確認を含め、当該提供先による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を提供する必要があります（法第 24 条第 3 項）。

さらに、提供元である個人情報取扱事業者は、法第 22 条に基づき委託先当該提供先に対する監督義務があるを負うことに留意が必要です。

(平成 30 年 12 月令和 3 年 9 月更新)

Q12-9 日本法人の外国支店と取引があり、当該外国支店に対して個人データの提供を行う予定ですが、当該外国支店に対する個人データの提供は、外国にある第三者への提供に該当しますか。

A12-9 個別の事案ごとに判断する必要がありますが、国内にある個人情報取扱事業者が、他の日本法人の外国支店に直接個人データを提供する場合には、当該外国支店への個人データの提供は、外国にある第三者への提供（法第 24 条第 1 項）に該当し得ると考えられます。

(令和 3 年 9 月追加)

Q12-10 法第 24 条第 2 項の規定による本人への情報提供の方法として、必要な情報が掲載されたウェブサイトの URL を本人に提供することは認められますか。

A12-10 個別の事案ごとに判断されますが、例えば、施行規則第 11 条の 3 第 2 項から第 4 項までの規定により求められる情報が掲載された Web ページが存在する場合に、当該 Web ページの URL を自社のホームページに掲載し、当該 URL に掲載された情報を本人に閲覧させる方法も、施行規則第 11 条の 3 第 1 項における「適切な方法」に該当すると考えられます。

ただし、この場合であっても、例えば、当該 URL を本人にとって分かりやすい場所に掲載した上で、同意の可否の判断の前提として、本人に対して当該情報の確認を明示的に求めるなど、本人が当該 URL に掲載された情報を閲覧すると合理的に考えられる形で、情報提供を行う必要があると考えられます。

(令和 3 年 9 月追加)

Q12-11 提供先の外国にある第三者は、A 国に所在していますが、B 国にサーバを設置しており、当該第三者に個人データを提供した場合には、当該サーバにおいて保存されることとなります。この場合、施行規則第 11 条の 3 第 2 項第 1 号の「当該外国の名称」として提供すべき名称は、どちらになりますか。

A12-11 施行規則第 11 条の 3 第 2 項第 1 号の「当該外国の名称」における外国とは、提供先の第三者が個人データを保存するサーバが所在する外国ではなく、提供先の第三者が所在する外国をいうため、A 国の名称を情報提供する必要があります。

なお、提供先の第三者が所在する外国の名称に加え、当該第三者が個人データを取り扱うサーバの所在国についても情報提供することは、望ましい取組であると考えられます。

(令和 3 年 9 月追加)

Q12-12 施行規則第 11 条の 3 第 2 項第 3 号の「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」を確認する方法として、どのような方法が考えられますか。

A12-12 個別の事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、提供先の外国にある第三者に確認する方法や、提供先の外国にある第三者との間で締結している契約において、当該第三者による個人データの取扱いについて定めている場合に、当該契約を確認する方法等が考えられます。

(令和 3 年 9 月追加)

Q12-13 法第 24 条第 2 項に基づく情報提供を行った上で、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得て外国にある第三者に個人データを提供した後、当該外国における個人情報の保護に関する制度の改正があった場合、本人に対して、改正後の制度に関する情報を提供した上で、再度同意を得る必要がありますか。

A12-13 施行規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号の「外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、一般的な注意力をもって「適切かつ合理的な方法」により確認したものである必要がありますが、「適切かつ合理的な方法」により確認を行った「外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」を提供した上で外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得した後に、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての変更があった場合であっても、既に取得された同意の有効性には影響を及ぼさないものと考えられます。

もっとも、例えば、当該外国における個人情報の保護に関する制度について、我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異の認識に影響を及ぼすような重要な変更がなされたことを提供元の事業者が認識した場合には、本人に情報提供することが望ましいと考えられます。

(令和 3 年 9 月追加)

Q12-14 外国の事業者に対して個人データの取扱いを委託する予定であるものの、法第 24 条第 1 項の本人の同意を得ようとする時点において、具体的な委託先が定まっていません。この場合、施行規則第 11 条の 3 第 3 項の「前項第 1 号に定める事項が特定できない場合」に該当しますか。また、同条第 4 項の「第 2 項第 3 号に定める事項について情報提供できない場合」に該当しますか。

A12-14 法第 24 条第 2 項の趣旨は、外国にある第三者への個人データの提供がなされる場合に、当該外国における個人情報の保護に関する制度や当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する差異に起因するリスクについて、本人の予測可能性を高める点にあります。そのため、提供先の第三者及び当該第三者が所在する外国を特定した上で、本人に対する情報提供を行うことが原則です。

例えば、一定の具体的な目的のもとに個人データの取扱いを外国にある第三者に委託する予定であるものの、本人の同意を得ようとする時点において、委託先が具体的に定まっていない等により、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合は、施行規則第 11 条の 3 第 3 項における「前項第 1 号に定める事項が特定できない場合」に該当し得ると考えられます。この場合であっても、特定できない旨及びその具体的な理由（委託先が定まる前に本人同意を得る必要性を含む。）を情報提供するとともに、提供先の第三者が所在する外国の範囲を特定できる場合の当該範囲に関する情報など、外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報を提供する必要があります（施行規則第 11 条の 3 第 3 項各号）。

また、同様に本人の同意を得ようとする時点において、委託先が具体的に定まっていない等により、提供先の第三者が特定できず、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合は、施行規則第 11 条の 3 第 4 項における「第 2 項第 3 号に定める事項について情報提供できない場合」に該当し得ると考えられます。この場合であっても、情報提供できない旨及びその具体的な理由（委託先が定まる前に本人同意を得る必要性を含む。）を情報提供する必要があります（施行規則第 11 条の 3 第 4 項）。

施行規則第 11 条の 3 第 3 項及び第 4 項の規定による情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に個人データの提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましく、また、事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できた場合や当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置についての情報提供が可能となった場合には、本人の求めに応じて情報提供を行うことが望ましいと考えられます（ガイドライン（外国にある第三者への提供編）5-3-1（1）、5-3-2 参照）。

なお、法第 24 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、提供先の第三者が具体的に定まっていない場合には、その時点で施行規則第 11 条の 3 第 3 項及び第 4 項に基づく情報提供を行った上で本人の同意を得て個人データを提供するの

ではなく、提供先の第三者が具体的に定まった後に、当該第三者との間で契約を締結すること等により、当該第三者における施行規則第 11 条の 2 に定める基準に適合する体制を整備した上で、個人データの提供を行うことも考えられます。

(令和 3 年 9 月追加)

Q12-15 提供先の外国にある第三者が施行規則第 11 条の 2 に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として個人データを提供しました。法第 24 条第 3 項に基づいて当該第三者による相当措置の実施状況等を確認する等の義務は、いつまで履行する必要がありますか。当該第三者との契約が解除された場合はどうですか。

A12-15 提供先の外国にある第三者が施行規則第 11 条の 2 に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として個人データを提供した場合、提供元の個人情報取扱事業者は、当該第三者において当該個人データの取扱いが継続する限り、法第 24 条第 3 項に基づく措置等を講ずる必要があり、かかる義務は、提供元の個人情報取扱事業者と当該第三者との間の契約等が解除された場合でも、免除されるものではありません。

(令和 3 年 9 月追加)

Q12-16 個人情報取扱事業者が、国内にある委託先に個人データの取扱いを委託した後、委託先が外国にある再委託先に対して、当該再委託先が施行規則第 11 条の 2 に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として個人データを提供した場合、法第 24 条第 3 項の義務が課される主体は誰ですか。

A12-16 個別の事案ごとに判断されますが、委託元の個人情報取扱事業者が国内にある事業者である委託先に対して法第 23 条第 5 項第 1 号に基づき個人データの取扱いを委託し、当該委託先が委託に伴って取得した当該個人データを、外国にある事業者に対して再委託に伴って再提供した場合において、委託先である国内にある事業者と再委託先である外国にある事業者との間の契約等により、施行規則第 11 条の 2 第 1 号の基準を満たすための「法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置」の実施が確保されている場合には、法第 24 条第 3 項の義務は、委託先に課されると考えられます。

ただし、この場合でも、委託元は委託先に対する監督義務を負うため（法第 22 条）、委託元は、委託先が法第 24 条第 3 項に基づき必要な措置等を講じているか否か、委託先が法第 22 条に基づき再委託先に対して必要かつ適切な監督を行っているか否かを含め、委託先を監督する必要があります。

(令和 3 年 9 月追加)

Q12-17 提供先の第三者が所在する外国において施行規則第 11 条の 4 第 1 項第 1 号の「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」が存在する場合には、直ちに当該第三者による「相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合」（施行規則第 11 条の 4 第 1 項第 2 号）に該当し、当該第三者への個人データの提供を停止する必要がありますか。

A12-17 一般に、提供先の第三者が所在する外国において、「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」が存在する場合においても、当該制度の存在自体により、直ちに外国にある第三者による「相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合」に該当するものではなく、当該第三者による個人データの取扱状況や、当該制度の運用の状況等を踏まえて、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となったか否かを個別の事案ごとに判断する必要があると考えられます。

(令和 3 年 9 月追加)

Q12-18 提供先の外国にある第三者が施行規則第 11 条の 2 に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠として個人データを提供した後、当該外国にある第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合、当該外国にある第三者に対して既に提供した個人データについて、返還又は削除を求める必要がありますか。

A12-18 提供先の外国にある第三者が施行規則第 11 条の 2 に定める基準に適合する体制を整備していることを根拠に、当該提供先に対して個人データの提供を行った場合において、当該提供先による相当措置の実施に支障が生じた場合には、当該支障の解消又は改善のために「必要かつ適切な措置」を講ずることが求められます（施行規則第 11 条の 4 第 1 項第 2 号）。

このような「必要かつ適切な措置」の一環として、当該提供先による相当措置の継続的な実施の確保が困難となり、既に提供された個人データについて、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を確保することが困難となった場合には、提供元の事業者は、当該提供先に対し、当該個人データの返還又は削除を求める必要があると考えられます。

なお、提供元の事業者が、当該提供先に対して法第 23 条第 5 項第 1 号に基づいて個人データの取扱いの委託を行っている場合には、当該提供先に対する監督義務を負うため（法第 22 条）、当該提供先による当該個人データの安全管理の確保が困難となっているにもかかわらず、提供元の事業者が当該提供先に対して当該個人データの返還又は削除を求めない場合には、提供元の事業者の監督義務違反となる可能性があります。

(令和 3 年 9 月追加)

Q12-19 法第 24 条第 3 項の規定による必要な措置に関する情報の本人への提供の方法として、必要な情報が掲載されたウェブサイトの URL を本人に提供することは認められますか。

A12-19 個別の事案ごとに判断されますが、例えば、施行規則第 11 条の 4 第 3 項の規定により求められる情報が掲載された Web ページが存在する場合に、当該 Web ページの URL を本人に対して提供する方法も、改正後の施行規則第 11 条の 4 第 2 項における「適切な方法」に該当すると考えられます。

(令和 3 年 9 月追加)

Q12-20 施行規則第 11 条の 4 第 3 項各号に掲げる情報の提供を行う前提として、本人に関する情報を特定するのに手間と時間がかかりますが、この場合、同項ただし書きの「情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当しますか。

A12-20 施行規則第 11 条の 4 第 3 項の「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する場合は、個人情報取扱事業者の業務の実施に単なる支障ではなく、より重い支障を及ぼすおそれが存在するような例外的なときに限定され、単に開示すべき情報の量が多いという理由や、特定に手間や時間がかかるという理由のみでは、一般には、これに該当しないと考えられます。

(令和 3 年 9 月追加)

### 3 ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）

#### 3-1 確認・記録義務の適用対象

Q13-17 個人データの第三者提供を受ける際に、受領者にとって「個人データ」に該当しない場合、法第 26 条に加えて、他の法第 4 章第 1 節に規定される条文も適用されませんか。

A13-17 受領者にとって個人データに該当しない場合であっても、個人情報に該当するときは、個人情報に係る規定である法第 15 条から第 18 条及び第 35 条の規定を遵守する必要があります。

また、個人データの第三者提供を受けた後、受領者が当該個人情報を自己のデータベースに入力した場合には、入力時点から個人情報データベース等を構成する個人データに該当することになるため、法第 19 条から第 34 条までの規定（法第 26 条及び第 26 条の 2 を除く。）が適用されることとなります。

（令和 3 年 9 月更新）

#### 【更新 Q & A の修正履歴】

Q~~13~~1013-17 個人データの第三者提供を受ける際に、受領者にとって「個人データ」に該当しない場合、法第 26 条に加えて、他の法第 4 章第 1 節に規定される条文も適用されませんか。

A~~13~~1013-17 受領者にとって個人データに該当しない場合であっても、個人情報に該当するときは、個人情報に係る規定である法第 15 条から第 18 条及び第 35 条の規定を遵守する必要があります。

また、個人データの第三者提供を受けた後、受領者が当該個人情報を自己のデータベースに入力した場合には、入力時点から個人情報データベース等を構成する個人データに該当することになるため、法第 19 条から第 34 条までの規定（第 26 条 及び第 26 条の 2 を除く。）が適用されることとなります。

（令和 3 年 9 月更新）



#### 4 ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）

##### 4-1 仮名加工情報（令和3年9月追加）

###### 4-1-1 定義

Q14-1 匿名加工情報と仮名加工情報の違いは何ですか。

A14-1 匿名加工情報は、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの（法第2条第11項）です。「個人情報」（法第2条第1項）に該当せず、本人の同意を得ずに第三者に提供することが可能です（匿名加工情報の取扱いに係る義務等については、ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）3-2参照）。

これに対し、仮名加工情報は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう加工した個人に関する情報（法第2条第9項）であり、仮名加工情報を作成した個人情報取扱事業者においては、通常、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有していると考えられることから、原則として「個人情報」（法第2条第1項）に該当するものです。変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超える利用目的の変更が可能ですが（法第35条の2第9項）、原則として第三者への提供が禁止されています（法第35条の2第6項）（仮名加工情報の取扱いに係る義務等については、ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2参照）。

Q14-2 個人情報である仮名加工情報と個人情報でない仮名加工情報とは何ですか。

A14-2 仮名加工情報取扱事業者が、仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有している等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にある場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」（法第2条第1項）に該当します。

これに対し、例えば、法第35条の2第6項又は第35条の3第1項若しくは第2項の規定により仮名加工情報の提供を受けた仮名加工情報取扱事業者において、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有していない等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にない場合には、当該仮名加工情報は、「個人情報」（法第2条第1項）に該当しません。

なお、仮名加工情報取扱事業者が遵守すべき個人情報である仮名加工情報の取扱いに関する義務等（ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-3参照）と個人情報でない仮名加工情報の取扱いに関する義務等（ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-4参照）は異なりますので、注意が必要です。

#### 4-1-2 仮名加工情報の適正な加工

Q14-3 法第 35 条の 2 第 1 項・施行規則第 18 条の 7 に定める基準に従わずに個人情報  
を加工したものを仮名加工情報として取り扱うことは認められますか。

A14-3 仮名加工情報を作成するためには、法第 35 条の 2 第 1 項に基づき、施行規則第  
18 条の 7 各号で定める基準に従い加工する必要があります。具体的には個別に判断され  
ることとなりますが、これらの基準に従い加工が行われていない場合については、仮名加  
工情報に該当しないものと考えられます。

Q14-4 個人情報を、安全管理措置の一環等としてマスキング等によって仮名化した場  
合、仮名加工情報として取り扱う必要がありますか。

A14-4 仮名加工情報を作成するためには、仮名加工情報作成の意図を持って、法第 35 条  
の 2 第 1 項に基づき、施行規則第 18 条の 7 各号で定める基準に従い加工する必要があ  
ります。

したがって、仮名加工情報の加工基準に基づかずに、個人情報を安全管理措置の一環等  
としてマスキング等によって仮名化した場合には、仮名加工情報としては扱われません。  
また、客観的に仮名加工情報の加工基準に沿った加工がなされている場合であっても、引  
き続き個人情報の取扱いに係る規律が適用されるものとして取り扱う意図で加工された  
個人に関する情報については、仮名加工情報の取扱いに係る規律は適用されません。

Q14-5 安全管理措置の一環等として、元の個人情報とは別に、元の個人情報から氏名  
等の一部の記述等を削除した情報を作成し、引き続き個人情報として取り扱っていま  
すが、このように仮名化された個人情報から仮名加工情報を作成するためには、どのよ  
うな措置を講ずる必要がありますか。

A14-5 既に仮名化された個人情報について、施行規則第 18 条の 7 各号で定める基準を  
満たす加工がなされていない場合には、これを満たすよう更なる加工を行う必要があり  
ます（法第 35 条の 2 第 1 項）。

これに対して、既に仮名化された個人情報について、客観的に施行規則第 18 条の 7 各  
号で定める基準を満たす加工がなされている場合には、更なる加工を行うことなく仮名  
加工情報として取り扱うことが可能です。

ただし、この場合には、当該個人情報を仮名加工情報として取り扱うこととした時点か  
ら、仮名加工情報の取扱いに係る規律が適用されることになるため、注意が必要です（仮  
名加工情報の取扱いに係る規律については、ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報  
編）2-2 参照）。

なお、仮名加工情報（個人情報であるもの）、仮名加工情報である個人データ及び仮名  
加工情報である保有個人データについては、以下の規定が適用されないこととなります

(法第 35 条の 2 第 9 項)。

- ・ 利用目的の変更の制限 (法第 15 条第 2 項)
- ・ 漏えい等の報告及び本人通知 (法第 22 条の 2)
- ・ 保有個人データに関する事項の公表等、及び保有個人データの開示・訂正等・利用停止等への対応等 (法第 27 条から第 34 条まで)

Q14-6 要配慮個人情報を含む個人情報から仮名加工情報を作成することは認められますか。

A14-6 法第 2 条第 3 項に定める要配慮個人情報を含む個人情報を加工して仮名加工情報を作成することも可能です。

Q14-7 氏名や住所、年齢、性別などの記述が含まれていた場合は必ず全ての記述について削除等の措置が必要になりますか。

A14-7 氏名のようにそれ単体で特定の個人を識別できるものについては措置が必要となりますが、住所、年齢、性別などのその組合せにより特定の個人を識別できるような記述については、その一部を削除等することにより特定の個人を識別できないようにすることも可能であると考えられます。

Q14-8 施行規則第 18 条の 7 第 3 号の「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」とはどのようなものですか。口座番号やクレジットカード番号の下 4 桁は削除する必要がありますか。

A14-8 個別の事案ごとに判断されますが、口座番号それ自体やクレジットカード番号の下 4 桁それ自体が不正に利用されることにより直ちに財産的被害が生じるおそれがあるとはいえないと考えられますので、口座番号それ自体や、クレジットカード番号の下 4 桁それ自体については、施行規則第 18 条の 7 第 3 号における「不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等」には該当しないと考えられます。

もっとも、口座番号やクレジットカード番号の下 4 桁についても、その部分を何らかの分析等に利用する必要性がないのであれば、削除又は置換することが望ましいと考えます。

Q14-9 個人情報を加工して仮名加工情報を作成すること自体を、利用目的として特定する必要はありますか。

A14-9 仮名加工情報への加工を行うこと自体を個人情報の利用目的として特定する必要はありません。

個人情報である仮名加工情報を作成した場合における当該仮名加工情報の利用目的や、当該利用目的の変更については、Q14-14、Q14-15 を参照のこと

#### 4-1-3 削除情報等の安全管理措置

Q14-10 施行規則第 18 条の 8 に定める基準に従って安全管理措置を講ずることが求められる削除情報等とはどのような情報ですか。

A14-10 施行規則第 18 条の 8 の基準に従って安全管理措置を講ずることが求められる削除情報等には、個人情報を加工する過程で削除された記述等や個人識別符号のほか、それを用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができる加工の方法に関する情報が該当し、例えば、氏名を仮 ID に置き換えた場合における置き換えアルゴリズムに用いられる乱数等のパラメータや氏名と仮 ID の対応表などが考えられますが、「氏名を削除した」というような復元につながらない情報は該当しません。

Q14-11 仮名加工情報が適切に加工されていることを伝えるために、それぞれの情報の項目をどのように加工したのかといった情報を仮名加工情報の取扱いについての委託先などに伝えることは可能ですか。

A14-11 安全管理措置が必要となる削除情報等に該当する加工の方法に関する情報とは、その情報を用いることによって元の個人情報を復元することができるものです。したがって、例えば、住所を都道府県レベルに加工したことや、年齢を 10 歳刻みにしたことといった情報などについては、元の個人情報を復元できるものではなく、委託先などに伝えることも可能です。

Q14-12 委託契約により委託先の事業者において仮名加工情報を作成した場合、削除情報等を委託元と共有することはできますか。

A14-12 個人情報を提供して仮名加工情報の作成を委託した場合には、委託元と委託先が共同して作成したものとして、削除情報等を共有することは可能です。ただし、削除情報等を取り扱う者の権限を委託元においても明確に定めるなど、委託元も含め施行規則第 18 条の 8 に定める基準に従って適切な安全管理措置を講じる必要があります。

Q14-13 仮名加工情報の削除情報等が漏えいした場合、どのような対応が必要となりますか。

A14-13 個別の事例ごとに判断する必要がありますが、氏名と仮 ID の対応表等、それを用いて元の個人情報を復元することのできる削除情報等が漏えいした場合には、削除情報等の安全管理措置を講ずる義務（法第 35 条の 2 第 2 項）や仮名加工情報である個人データの安全管理措置を講ずる義務（法第 20 条）の履行の観点から、原則として、当該仮名加工情報に含まれる仮 ID を振り直すこと等により仮名加工情報を新たに作り直す等の措置を講じることが必要となります。

また、削除情報等が個人データに該当する場合において、当該削除情報等が漏えいし、

それが法第 22 条の 2 の要件を満たす場合には、同条に基づく報告及び本人通知が必要となります。

#### 4-1-4 仮名加工情報の利用目的の制限・公表

Q14-14 法第 35 条の 2 第 3 項において「第 15 条第 1 項の規定により特定された利用目的」とありますが、個人情報取扱事業者が個人情報を加工して仮名加工情報を作成した場合、当該仮名加工情報の利用目的はどのように特定されますか。

A14-14 仮名加工情報（個人情報であるもの。以下本項において同じ。）を作成したときは、作成の元となった個人情報に関して法第 15 条第 1 項の規定により特定された利用目的（当該個人情報について法第 15 条第 2 項に定める範囲で利用目的が変更された場合の変更後の利用目的を含む。）が、当該仮名加工情報の利用目的として引き継がれます。

また、仮名加工情報については、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えた利用目的の変更が可能であるところ（法第 35 条の 2 第 9 項）、利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定した上で、公表する必要があります（法第 15 条第 1 項、第 35 条の 2 第 4 項において読み替えて適用される法第 18 条第 3 項）。

Q14-15 個人情報を加工して仮名加工情報を作成した場合、仮名加工情報の利用目的を公表する必要がありますか。また、仮名加工情報の利用目的を変更した場合はどうですか。

A14-15 個人情報である仮名加工情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、原則として、速やかにその利用目的を公表する必要があります（法第 35 条の 2 第 4 項により読み替えて適用される法第 18 条第 1 項、同条第 4 項）。

もっとも、個人情報取扱事業者が、自らが保有する個人情報の一部を削除する等の加工を行って仮名加工情報を作成した場合は、ここでいう個人情報である仮名加工情報の「取得」に該当しないため、仮名加工情報を作成した時点で仮名加工情報の利用目的を公表する必要はありません。

なお、この場合、作成の元となった個人情報に関して法第 15 条第 1 項の規定により特定された利用目的（当該個人情報について法第 15 条第 2 項に定める範囲で利用目的が変更された場合の変更後の利用目的を含む。）が、当該仮名加工情報の利用目的として引き継がれます。

他方、個人情報である仮名加工情報について、利用目的の変更を行った場合には、原則として、変更後の利用目的を公表する必要があります（法第 35 条の 2 第 4 項により読み替えて適用される法第 18 条第 3 項、同条第 4 項）。

なお、変更後の利用目的の公表に際しては、それが仮名加工情報に係るものであること

を明確にする必要があります。

Q14-13 仮名加工情報の削除情報等が漏えいした場合、どのような対応が必要となりますか。

A14-13 個別の事例ごとに判断する必要がありますが、氏名と仮 ID の対応表等、それを用いて元の個人情報を復元することのできる削除情報等が漏えいした場合には、削除情報等の安全管理措置を講ずる義務（法第 35 条の 2 第 2 項）や仮名加工情報である個人データの安全管理措置を講ずる義務（法第 20 条）の履行の観点から、原則として、当該仮名加工情報に含まれる仮 ID を振り直すこと等により仮名加工情報を新たに作り直す等の措置を講じることが必要となります。

また、削除情報等が個人データに該当する場合において、当該削除情報等が漏えいし、それが法第 22 条の 2 の要件を満たす場合には、同条に基づく報告及び本人通知が必要となります。

#### 4-1-4 仮名加工情報の利用目的の制限・公表

Q14-14 法第 35 条の 2 第 3 項において「第 15 条第 1 項の規定により特定された利用目的」とありますが、個人情報取扱事業者が個人情報を加工して仮名加工情報を作成した場合、当該仮名加工情報の利用目的はどのように特定されますか。

A14-14 仮名加工情報（個人情報であるもの。以下本項において同じ。）を作成したときは、作成の元となった個人情報に関して法第 15 条第 1 項の規定により特定された利用目的（当該個人情報について法第 15 条第 2 項に定める範囲で利用目的が変更された場合の変更後の利用目的を含む。）が、当該仮名加工情報の利用目的として引き継がれます。

また、仮名加工情報については、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えた利用目的の変更が可能であるところ（法第 35 条の 2 第 9 項）、利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定した上で、公表する必要があります（法第 15 条第 1 項、第 35 条の 2 第 4 項において読み替えて適用される法第 18 条第 3 項）。

Q14-15 個人情報加工して仮名加工情報を作成した場合、仮名加工情報の利用目的を公表する必要がありますか。また、仮名加工情報の利用目的を変更した場合はどうですか。

A14-15 個人情報である仮名加工情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、原則として、速やかにその利用目的を公表する必要があります（法第 35 条の 2 第 4 項により読み替えて適用される法第 18 条第 1 項、同条第 4 項）。もっとも、個人情報取扱事業者が、自らが保有する個人情報の一部を削除する等の加工を行って仮名加工情報を作成した場合は、ここでいう個人情報である仮名加工情報の「取得」に該当しないため、仮名加工情報を作成した時点で仮名加工情報の利用目的を公表する必要はありません。

なお、この場合、作成の元となった個人情報に関して法第 15 条第 1 項の規定により特定された利用目的（当該個人情報について法第 15 条第 2 項に定める範囲で利用目的が変更された場合の変更後の利用目的を含む。）が、当該仮名加工情報の利用目的として引き継がれます。

他方、個人情報である仮名加工情報について、利用目的の変更を行った場合には、原則として、変更後の利用目的を公表する必要があります（法第 35 条の 2 第 4 項により読み替えて適用される法第 18 条第 3 項、同条第 4 項）。

なお、変更後の利用目的の公表に際しては、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にする必要があります。

Q14-16 仮名加工情報に含まれる情報の項目を公表する必要がありますか。

A14-16 仮名加工情報に含まれる情報の項目を公表することは求められません。

Q14-17 仮名加工情報を第三者に提供することはできますか。仮名加工情報を作成する前に、本人から同意を得ていた場合はどうですか。

A14-17 仮名加工情報（個人情報であるもの）、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、通常の個人情報、個人データ及び保有個人データと異なり、以下の規定が適用されないこととなります（法第 35 条の 2 第 9 項）。

- ・ 利用目的の変更の制限（法第 15 条第 2 項）
- ・ 漏えい等の報告及び本人通知（法第 22 条の 2）
- ・ 保有個人データに関する事項の公表等、及び保有個人データの開示・訂正等・利用停止等への対応等（法第 27 条から第 34 条まで）

これらの例外は、仮名加工情報が、加工によりそれ自体では特定の個人を識別できない状態になっており、事業者内部で本人と紐づくことなく利用されるのであれば、個人の権利利益が侵害されるリスクが相当程度低減されることを踏まえたものです。

他方で、仮名加工情報の第三者提供を認める場合、以下のような弊害が考えられます。

- ・ 仮名加工情報を取得した悪意者により識別行為が行われるおそれがあり、個人の権利利益が侵害されるリスクを高めること
- ・ 漏えい等発生時におけるリスクの低下を図るため、それ単体では特定の個人を識別することができないように加工しているにもかかわらず、第三者提供について本人に関与させるためには、あえて加工前の個人情報を復元し、特定の個人を識別することが必要となるため、むしろ漏えい等発生時におけるリスクを高めること

以上を踏まえ、仮名加工情報は、法令に基づく場合を除くほか、第三者提供は認められません（法第 35 条の 2 第 6 項、第 35 条の 3 第 1 項）。これは、仮名加工情報を作成する前に本人の同意を得ていた場合であっても、同様です。

ただし、委託、事業承継、又は共同利用の場合には、提供元の仮名加工情報取扱事業者と提供先の事業者を一体として取り扱うことに合理性があるため、仮名加工情報を提供することは可能です（法第 35 条の 2 第 6 項により読み替えて適用される法第 23 条第 5 項各号、法第 35 条の 3 第 2 項により読み替えて準用される法第 23 条第 5 項各号）。

なお、仮名加工情報の作成の元となった個人データについては、本人の事前の同意を得て第三者提供することは可能です。



Q14-18 仮名加工情報である個人データを共同利用により提供することは可能ですか。  
可能である場合、どのような手続を実施する必要がありますか。

A14-18 仮名加工情報を共同利用により第三者に提供することは可能です（法第 35 条の 2 第 6 項により読み替えて適用される法第 23 条第 5 項第 3 号、法第 35 条の 3 第 2 項により読み替えて準用される法第 23 条第 5 項第 3 号）。

この場合、仮名加工情報である個人データの提供に先立って、①仮名加工情報である個人データを共同利用する旨、②共同して利用される仮名加工情報である個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的、⑤当該仮名加工情報である個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を公表する必要があります。

共同利用を実施する場合に、あらかじめ事業者間で取り決めておくことが望ましい事項については、ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-3-3（3）（※2）を参照のこと。

#### 4-1-6 本人への連絡等の禁止

Q14-19 法第 35 条の 2 第 8 項における「電磁的方法」とは、どのような方法をいいますか。例えば、いわゆる SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のメッセージ機能によりメッセージを送信する方法はこれに該当しますか。

A14-19 法第 35 条の 2 第 8 項における「電磁的方法」とは、①から③までのいずれかの方法をいいます。

- ① いわゆるショートメールを送信する方法（他人に委託して行う場合も含む。）（施行規則第 18 条の 9 第 1 号）
- ② 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）（施行規則第 18 条の 9 第 2 号）
- ③ 上記②のほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）（施行規則第 18 条の 9 第 3 号）

例：いわゆる SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のメッセージ機能によりメッセージを送信する方法、CookieID を用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の内容のインターネット広告を表示する方法

Q14-20 仮名加工情報を用いて分析を行い、統計情報を作成した上で、当該統計情報により得られた傾向等を踏まえて、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報を用いて広告配信を行うことはできますか。

A14-20 可能です。ただし、広告配信を行うことが、加工前の個人情報について特定された利用目的の範囲内である必要があります。利用目的の達成に必要な範囲を超える利用は、原則として事前に本人の同意が必要となります（法第 16 条第 1 項・第 3 項）。

Q14-21 委託により仮名加工情報を取り扱っていたところ、偶然に当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別してしまった場合にも識別行為の禁止義務に違反しますか。

A14-21 法第 35 条の 2 第 7 項及び法第 35 条の 3 第 3 項により準用される法第 35 条の 2 第 7 項に定めるように、仮名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別するために他の情報と照合しているとはいえない場合は、直ちに識別行為の禁止義務に違反するものではないと考えられますが、再度同じような形で個人を識別することがないようにする必要があります。

もっとも、取り扱う仮名加工情報に記述等を付加して特定の個人を識別する状態となった場合には、個人情報の不適正な取得となりますので、当該情報を速やかに削除することが望ましいと考えられます。

## 4-2 匿名加工情報

### 4-2-2 匿名加工情報の適正な加工

Q15-6 個人情報を、安全管理措置の一環等としてマスクング等によって匿名化した場合、匿名加工情報として取り扱う必要がありますか。

A15-6 匿名加工情報を作成するためには、匿名加工情報作成の意図を持って、法第 36 条第 1 項に基づき、施行規則第 19 条各号で定める基準に従い加工する必要があります。

したがって、匿名加工情報の加工基準に基づかずに、個人情報を安全管理措置の一環等としてマスクング等によって匿名化した場合には、匿名加工情報としては扱われません。

また、客観的に匿名加工情報の加工基準に沿った加工がなされている場合であっても、引き続き個人情報の取扱いに係る規律が適用されるものとして取り扱う意図で加工された個人に関する情報については、匿名加工情報の取扱いに係る規律は適用されません。

(令和 3 年 9 月更新)

#### 【更新 Q & A の修正履歴】

Q~~11-4-2~~15-6 個人情報を、安全管理措置の一環等~~のため~~としてマスクング等によって匿名化した場合、匿名加工情報~~に相当する~~の~~です~~として取り扱う~~必要~~が~~あ~~り~~ます~~か。

A~~11-4-2~~15-6 匿名加工情報を作成するためには、匿名加工情報作成の意図を持って、法第~~36~~36条第 1 項に基づき、施行規則第 19 条各号で定める基準に従い加工する必要があります。

したがって、匿名加工情報~~作成~~の~~加工~~基準に基づかずに、個人情報を安全管理措置の一環等~~のため~~としてマスクング等によって匿名化した場合には、匿名加工情報としては扱われません。

また、客観的に匿名加工情報の加工基準に沿った加工がなされている場合であっても、引き続き個人情報の取扱いに係る規律が適用されるものとして取り扱う意図で加工された個人に関する情報については、匿名加工情報の取扱いに係る規律は適用されません。

(~~平成 30 年 7 月追加~~令和 3 年 9 月更新)

Q15-12 施行規則第 19 条第 5 号において、「個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し」とありますが、ここでの「当該個人情報を含む個人情報データベース等」については、事業者が保有する個人情報データベース等全体を勘案する必要がありますか。

A15-12 ここでの「当該個人情報を含む個人情報データベース等」とは、当該個人情報取扱事業者が匿名加工情報を作成する際に加工対象とする個人情報データベース等を想定しています。すなわち、加工対象とならない個人情報を含む全ての個人情報データベース等の性質を勘案することを求めるものではありません。

(令和 3 年 9 月更新)

**【更新 Q & A の修正履歴】**

Q~~11-9~~15-12 施行規則第 19 条第 5 号において、「個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し」とありますが、ここでの「当該個人情報を含む個人情報データベース等」については、事業者が保有する個人情報データベース等全体を勘案する必要がありますか。

A~~11-9~~15-12 ここでの「当該個人情報を含む個人情報データベース等」とは、当該個人情報取扱事業者が匿名加工情報を作成する際に加工対象とする個人情報データベース等を想定しています。すなわち、匿名加工情報を作成する個人情報取扱事業者が保有する加工とは無関係の加工対象とならない個人情報を含む全ての個人情報データベース等の性質を勘案することを求めるものではありません。

(令和 3 年 9 月更新)

Q15-13 個人情報である仮名加工情報を加工して、匿名加工情報を作成することはできますか。

A15-13 匿名加工情報を作成するためには、匿名加工情報作成の意図を持って、法第 36 条第 1 項に基づき、施行規則第 19 条各号で定める基準に従って個人情報を加工する必要がありますが、これらの要件を満たす限り、個人情報である仮名加工情報を加工して匿名加工情報を作成することは可能です。

(令和 3 年 9 月追加)

Q15-14 匿名加工情報を作成する過程において氏名等を仮 ID に置き換えた場合における氏名と仮 ID の対応表は、匿名加工情報の作成後は破棄する必要がありますか。また、氏名等の仮 ID への置き換えに用いた置き換えアルゴリズムに用いられる乱数等のパラメータについてはどうですか。

A15-14 匿名加工情報の作成の過程において、氏名等を仮 ID に置き換えた場合における氏名と仮 ID の対応表は、匿名加工情報と容易に照合することができ、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別することができるものであることから、匿名加工情報の作成後は破棄する必要があります。

また、匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者が、氏名等を仮 ID に置き換えるために用いた置き換えアルゴリズムと乱数等のパラメータの組み合わせを保有している場合には、当該置き換えアルゴリズム及び当該乱数等のパラメータを用いて再度同じ置き換えを行うことによって、匿名加工情報とその作成の元となった個人情報とを容易に照合でき、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別することができることから、匿名加工情報の作成後は、当該パラメータを破棄する必要があります。  
(令和3年9月更新)

#### 【更新Q & Aの修正履歴】

~~Q11-11-15-14 匿名加工方法等情報にはどのような情報が含まれますか。A11-11-11加工方法等情報には、個人情報情報を加工作成する過程で削除した情報のほか、具体的な加工方法において氏名等を仮 ID に置き換えた場合に関する情報が該当し、例えば、置き換えのアルゴリズムに用いられたパラメータやおける氏名と仮 ID の対応表などが考えられます。このような情報は、匿名加工情報の作成後は破棄する必要がありますか。また、氏名等の仮 ID への置き換えに用いた置き換えアルゴリズムに用いられる乱数等のパラメータについては施行規則第20条に従って安全管理のための措置を講ずることが求められます。どうですか。~~

~~A11-11-15-14 匿名加工方法等情報の作成の過程において、氏名等を仮 ID に置き換えた場合における氏名と仮 ID の対応表は、匿名加工情報と容易に照合することができ、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を加工識別する過程ことができるもので削除あることから、匿名加工情報の作成後は破棄する必要があります。~~

~~また、匿名加工情報を作成した情報のほか、具体的な加工方法に関する情報が該当し、例えば、個人情報取扱事業者が、氏名等を仮 ID に置き換えるために用いた置き換えのアルゴリズムに用いられたと乱数等のパラメータや氏名と仮 ID の対応表などが考えられます。このような情報については施行規則第20条に従って安全管理のための措置を講ずることが求められます。の組み合わせを保有している場合には、当該置き換えアルゴリズム及び当該乱数等のパラメータを用いて再度同じ置き換えを行うことに~~

よって、匿名加工情報とその作成の元となった個人情報とを容易に照合でき、それにより匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別することができることから、匿名加工情報の作成後は、当該パラメータを破棄する必要があります。

(令和3年9月更新)

Q15-15 施行規則第 20 条に定める基準に従って安全管理措置を講ずることが求められる加工方法等情報とはどのような情報ですか。年齢のデータを 10 歳刻みのデータに置き換えた」という情報はこれに該当しますか。

A15-15 施行規則第 20 条に定める基準に従って安全管理措置を講ずることが求められる加工方法等情報には、個人情報を加工する過程で削除された記述等や個人識別符号のほか、それをを用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができる加工の方法に関する情報が該当しますが、「年齢のデータを 10 歳刻みのデータに置き換えた」というような復元につながらない情報は該当しません。

(令和3年9月更新)

#### **【更新Q & Aの修正履歴】**

~~Q11-11-15-15 施行規則第 20 条に定める基準に従って安全管理措置を講ずることが求められる加工方法等情報とはどのような情報が含まれますか。年齢のデータを 10 歳刻みのデータに置き換えた」という情報はこれに該当しますか。~~

~~A11-11-15-15 施行規則第 20 条に定める基準に従って安全管理措置を講ずることが求められる加工方法等情報には、個人情報を加工する過程で削除した情報された記述等や個人識別符号のほか、具体的なそれをを用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができる加工の方法に関する情報が該当し、例えば、置き換えのアルゴリズムに用いられたパラメータや氏名と仮IDの対応表などが考えられません。このしますが、「年齢のデータを 10 歳刻みのデータに置き換えた」というような情報については施行規則第 20 条に従って安全管理のための措置を講ずることが求められます。復元につながらない情報は該当しません。~~

(令和3年9月更新)

Q15-18 匿名加工情報の作成の委託を複数の会社から受けることは可能ですか。その場合、どのようなことに留意する必要がありますか。

A15-18 複数の会社から匿名加工情報の作成の委託を受けることは可能です。ただし、委託を受けた各個人情報の取扱い及び匿名加工情報の作成については、各委託者の指示に基づきその範囲内で独立した形で行う必要があります。異なる委託者から委託された個人情報を突合したり、組み合わせたりすることはできません。

(令和3年9月更新)

**【更新Q&Aの修正履歴】**

Q~~11-13-2~~15-18 匿名加工情報の作成の委託を複数の会社から受けることは可能ですか。その場合、どのようなことに留意する必要がありますか。

A~~11-13-2~~15-18 複数の会社から匿名加工情報の作成の委託を受けることは可能です。ただし、委託委託を受けた各個人情報の取扱い及び匿名加工情報の作成については、各委託者の指示に基づきその範囲内で独立した形で行う必要があります。異なる委託者から委託された個人情報を突合したり、組み合わせたり、~~突合したり~~することはできません。

(平成~~30~~年7月追加令和3年9月更新)

#### 4-2-5 識別行為の禁止

Q15-29 匿名加工情報を取り扱っていたところ、偶然に当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別してしまった場合にも識別行為の禁止義務に違反しますか。

A15-29 法第 36 条第 5 項又は第 38 条に定めるように、匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別するために他の情報と照合しているとはいえない場合は、直ちに識別行為の禁止義務に違反するものではないと考えられますが、再度同じような形で個人を識別することがないようにする必要があります。

もっとも、取り扱う匿名加工情報に記述等を付加して特定の個人を識別する状態となった場合には、個人情報の不適正な取得となりますので、当該情報を速やかに削除することが望ましいと考えられます。

(令和 3 年 9 月更新)

#### 【更新 Q & A の修正履歴】

~~Q11-21~~15-29 匿名加工情報を取り扱っていたところ、偶然に当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別してしまった場合にも識別行為の禁止義務に違反しますか。

~~A11-21~~15-29 法第 36 条第 5 項又は第 38 条に定めるように、匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別するために他の情報と照合しているとはいえない場合は、直ちに識別行為の禁止義務に違反するものではないと考えられます。~~が、再度同じような形で個人を識別することがないようにする必要があります。~~

もっとも、取り扱う匿名加工情報に記述等を付加して特定の個人を識別する状態となった場合には、個人情報の不適正な取得となりますので、当該情報を速やかに削除することが望ましいと考えられます。

(令和 3 年 9 月更新)



**Q11—2215—30** 匿名加工情報や加工に関する方法の安全性の検証のために元となる個人情報と匿名加工情報を照合させることはできますか。

**A11—2215—30** 匿名加工情報に関しては、法第 36 条第 5 項及び第 38 条において、元となった個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならないとされています。匿名加工情報や加工に関する方法の安全性の検証のために他の情報と照合する行為は「当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために・・・照合」という要件に該当するかどうかという観点から個別に判断されるべきものと考えますが、仮にこの要件に該当しない範囲において法第 36 条第 6 項に定める匿名加工情報の安全管理措置の一環等で適切に行われる場合があれば**同項識別禁止義務**に違反しないものとなり得ると考えられます。

(令和 3 年 9 月更新)

**【更新 Q & A の修正履歴】**

**Q11—2215—30** 匿名加工情報や加工に関する方法の安全性の検証のために元となる個人情報と匿名加工情報を照合させることはできますか。

**A11—2215—30** 匿名加工情報に関しては、法第 36 条第 5 項及び第 38 条において、元となった個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならないとされています。匿名加工情報や加工に関する方法の安全性の検証のために他の情報と照合する行為は「当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために・・・照合」という要件に該当するかどうかという観点から個別に判断されるべきものと考えますが、仮にこの要件に該当しない範囲において法第 36 条第 6 項に定める匿名加工情報の安全管理措置の一環等で適切に行われる場合があれば**同項識別禁止義務**に違反しないものとなり得ると考えられます。

(令和 3 年 9 月更新)

## 5 その他

Q16-1 ガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、仮名加工情報・匿名加工情報編及び認定個人情報保護団体編）以外に、事業者が遵守すべきガイドライン等がありますか。

A16-1 従来、関係省庁が作成していたガイドラインのうち個人情報保護法に関するものは、平成27年改正の施行（平成29年5月30日）をもって、原則として個人情報保護委員会が作成したガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）に一元化されました。

ただし、医療関連・金融関連・情報通信関連分野等については、個人情報の性質及び利用方法並びに従来の規律の特殊性を踏まえて、個人情報保護委員会が作成したガイドラインを基礎としつつ、追加的に、当該分野においてさらに必要となるガイドライン等が定められるため、これも遵守する必要があります。当該追加的なガイドライン等については、個人情報保護委員会のホームページを参照してください。

また、認定個人情報保護団体の対象事業者は、当該団体が作成する個人情報保護指針を遵守することが必要です。なお、事業者団体等が事業の実態及び特性を踏まえて自主的ルールを作成している場合もありますのであわせてご確認ください。

なお、令和4年4月1日からは、ガイドライン（認定個人情報保護団体編）が新たに施行されます。

（令和3年9月更新）

### 【更新Q & Aの修正履歴】

Q~~16~~<sup>13</sup>-1 ガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び、仮名加工情報・匿名加工情報編及び認定個人情報保護団体編）以外に、事業者が遵守すべきガイドライン等がありますか。

A~~16~~<sup>13</sup>-1 従来、関係省庁が作成していたガイドラインのうち個人情報保護法に関するものは、平成27年改正の施行（平成29年5月30日）をもって、原則として個人情報保護委員会が作成したガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）に一元化~~されます。~~されました。

ただし、医療関連・金融関連・情報通信関連分野等については、個人情報の性質及び利用方法並びに従来の規律の特殊性を踏まえて、個人情報保護委員会が作成したガイドラインを基礎としつつ、追加的に、当該分野においてさらに必要となるガイドライン等が定められるため、これも遵守する必要があります。当該追加的なガイドライン等については、個人情報保護委員会のホームページを参照してください。

また、認定個人情報保護団体の対象事業者は、当該団体が作成する個人情報保護指針を遵守することが必要です。なお、事業者団体等が事業の実態及び特性を踏まえて自主的ルールを作成している場合もありますのであわせてご確認ください。

なお、令和4年4月1日からは、ガイドライン（認定個人情報保護団体編）が新たに  
施行されます。  
（令和3年9月更新）